

むつ市議会第196回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成20年6月17日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例
- 第3 議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第62号 訴えの提起について
- 第10 議案第63号 訴えの提起について
- 第11 議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第66号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第14 報告第6号 平成19年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第15 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)
- 第16 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例)
- 第18 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第19 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第20 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第21 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第22 報告第14号 専決処分した事項の報告について

(工事請負契約の一部変更契約について)

第23 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成20年度むつ市一般会計補正予算)

第24 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

第25 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	半田	義秋
9番	浅利	竹二郎	10番	中村	正志
11番	村川	壽司	12番	川端	一義
13番	新谷	功	14番	高田	正俊
15番	目時	睦男	16番	白井	二郎
17番	千賀	武由	18番	山本	留義
19番	馬場	重利	20番	佐々木	隆徳
21番	富岡	修	22番	菊池	広志
23番	山崎	隆一	24番	川端	澄男
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸	谷秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管 理 者	遠藤	雪夫
代 査 委 員 監 査 委 員	菊池	十 四 夫	総務部長	新谷	加水
総務部書 秘 聴 監	齋藤	秀 人	総務部災 防 調 整 監	岩崎	金蔵
総務部事 理 出 納 室 長	工藤	正 明	企画部 企 画 部 事	近原	芳 栄
民生部長	佐藤	吉 男	保健福祉 部 社 長	吉田	市 夫
経済部長	櫛引	恒 久	建設部長	太田	信 輝
選挙管理 委 員 会 長 事 務 局 長	大 芦	清 重	監査委員 監 査 委 員 長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節 雄	教委事務 員 務 員	高田	文 明
公 企 業 局 管 理 者	佐藤	純 一	総務部 総 務 部 官	對馬	映 子

企 次 画 部 長	千 船 藤 四 郎	企 財 調 画 整 部 政 監	下 山 益 雄
農 委 事 員 局 業 會 長	吉 田 薰	企 業 画 課 部 長	伊 藤 道 郎
企 財 画 政 課 部 長	石 野 了	保 福 介 課 社 福 健 部 社 長	岩 崎 若 男
建 都 課 設 市 計 部 画 長	杉 山 重 行	川 庁 舍 所 内 長	工 藤 昭 治
大 庁 舍 所 畑 長	佐 々 木 成 人	脇 野 舎 所 沢 長	船 澤 桂 逸
總 務 課 部 長	松 尾 秀 一	總 務 係 部 課 長	吉 田 真
總 務 政 務 課 部 課 長	栗 橋 恒 平		

事務局職員出席者

事 務 局 長	河 野 健 二	次 長	工 藤 昌 志
總 括 主 幹	山 崎 幸 悦	總 括 主 幹	柳 田 壽 諭
主 幹	濱 村 勝 義	主 幹	金 澤 秀 々 子
議 事 係 主	石 田 隆 司	議 事 係 主	井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず初めに、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、本日この後、下北駅前広場整備事業に係る経過について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

○議長（村中徹也） 日程第1 行政報告を行います。

この際、市長より6月10日に報告がありました旧脇野沢村における不適正なごみ処理について発言の訂正の申し入れがありますので、これを許可します。市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） まず、去る6月10日にご報告いたしました旧脇野沢村における不適正なごみ処理についての行政報告の一部に誤りありましたので、訂正させていただきます。

この行政報告において、処分地周辺の環境調査に関し、3カ所行ったボーリング調査の水質結果は、すべて基準値を下回っているとご報告申し上げましたが、3カ所のうち1カ所で鉛の濃度が0.023ミリグラムパーリットルとなっており、基準値0.01ミリグラムパーリットル以下を超えておりましたので、これを訂正するとともに、謹んでおわびを申し上げる次第でございます。

なお、基準値を上回った地点は、さきに配布いたしました資料の平面図のB地点でありまして、3カ所の調査地点のうち最も処分地から離れており、ここだけが基準値を上回っておりますことから、現在再検査を実施しておりますが、この結果が出ましたら、皆様にご報告申し上げる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、下北駅前広場整備事業に係る経過についてご報告いたします。

下北駅前広場整備事業につきましては、平成17年12月開会のむつ市議会第186回定例会において設置されました下北駅前整備促進特別委員会に付託され、これまで審査されてまいりましたが、平成19年8月開会のむつ市議会第193回定例会における下北駅前整備促進特別委員会中間報告をもって一応の区切りがつき、現在に至っているところであります。

さて、本年度、おかげをもちましていよいよ利用者に直接かわる下北駅の駅舎改築等に着手することとなり、今般それらに関連する情報がある程度まとまりましたことから、議員各位にこの間の経過等をご説明申し上げますとともに、今後市民の皆様にも市政だよりにおいて工事の概要等をお知らせし、ご協力を賜りたいと考えているところであります。

まず、下北駅改築詳細設計についてであります。平成19年6月18日付でJR東日本盛岡支社と協定を締結し、平成20年2月13日付で設計図等の

成果品が市へ提出され、同月20日付で受領したところであります。

今回議員各位にお示ししておりますイメージ図が新駅舎の完成予想図となっておりますが、新駅舎の概要を申し上げますと、延べ床面積は120平方メートルとなっております、このうち待合室部分は約53平方メートルで、20人分のいすが設置され、このいすは、わきに手荷物を置けるスペースを確保したものとなっております。残り部分の約67平方メートルが駅事務室関係のものとなっております。

なお、下北駅前整備促進特別委員会でのご意見の中で、特に地元材であるヒバの活用と観光案内所の併設の要望がありましたが、ＪＲ東日本盛岡支社との協議の結果、ヒバ材の活用につきましては、待合室の内装の一部に使用されることとなっております。

また、観光案内所の併設につきましては、駅舎面積の増に伴う駅舎全体の抜本的見直しが必要となることなどから、駅舎内への設置は見送ることとされたところでありますが、むつ商工会議所、むつ市観光協会並びに下北物産協会の3団体からも要望がありましたことから、別棟で広場に設置する方向で現在関係部局に検討を進めさせているところであります。

次に、下北駅改築工事の施工に係るＪＲ東日本盛岡支社との協定についてであります。平成20年度予算の可決を受け、本年度に入りましてから、工事の工程等について協議を行い、平成20年5月28日付で協定を締結したところであります。

本協定におきましては、工程、工事の実施主体、工事費用、工事完成後の施設の帰属等について定めておりますが、駅舎改築等に係る費用については、駅舎改築、信号通信設備移設等の鉄道施設に係る経費が8,099万円となっております。また、ＪＲ敷地と市有地の境界部分の柵設置等の土木施

設については、営業線に近接する工事となりますことから、基本協定に基づきＪＲ東日本盛岡支社へ委託することとしており、この分の経費が993万3,000円となり、合計で9,092万3,000円となっております。

駅舎改築工事につきましては、ＪＲ東日本盛岡支社が施工するものであり、本年7月中旬以降には準備工事に入り、新駅舎の建築は本年8月上旬から本年12月末までをめぐりとしており、現駅舎の解体も含め、すべて終了する予定とされております。

次に、事業用地の取得状況についてであります。平成19年度は2地権者より交換用地も含め3筆、1,489.8平方メートルの用地を4,172万3,438円で取得しまして、本事業に係るすべての用地取得が終了しております。

なお、これまでに取得しました用地の面積は6,954.04平方メートルで、駅舎用地も含めた事業面積は7,221.32平方メートルとなっております。

次に、事業の進捗状況についてであります。平成19年度は駅舎南側に一般車両51台が利用できる駐車場を整備し、平成19年12月13日より供用を開始しております。

本年度の工事につきましては、駅舎正面付近の進入路や駅舎周辺の広場並びにトイレの整備を予定しておりますが、駅舎改築工事と重なりますことから、駅利用者の安全確保に十分な配慮をしながら工事を進めるため、駅舎の工事関係者と十分に協議、調整を図ってまいり所存であります。

また、県においては、昨年度に引き続き下北駅前交差点における右折レーンの整備を実施し、本年度をもって完了する予定とお聞きしております。

事業の最終年度であります平成21年度には、駅舎北側部分にロータリー、バスプール、タクシールール等を整備する予定となっております。

以上、下北駅前広場整備事業につきましては、今後におきましても、円滑な事業の進捗に鋭意努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げ、これまでの経過と今後の予定についてのご報告とさせていただきます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、最初に旧脇野沢村における不適正なごみ処理についての発言の訂正部分に対し行います。その後下北駅前広場整備事業に係る経過についての質疑を行います。

まず、旧脇野沢村における不適正なごみ処理についての発言の訂正部分に対し、質疑ありませんか。25番斉藤孝昭議員。

（25番 斉藤孝昭議員登壇）

○25番（斉藤孝昭） おはようございます。訂正の部分についてのみ質疑させていただきます。

3点ありますが、まず1点目が、なぜ間違った報告をしたのか、理由をお知らせください。

次に、再検査はいつから行っているのか。10日の報告のときは、再検査の話が出ていませぬので、多分それ以降だと思いますが、再検査はいつから行われているのか。

3点目が、再検査を行う理由は何か、お知らせください。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、資料について、我々初め総務課職員、脇野沢庁舎職員、報告が異常ありという報告でなかったものですから、数字の見落としでございます。

それから、鉛の検査の再検査の発注でございますが、6月11日でございます。13日の午後地下水の採取を、検査箇所A、B、C、3カ所してございます。ご存じのとおり、鉛及び鉛化合物を大量に摂取した場合の人体への影響がございます。

腹痛、貧血、神経炎等の症状をあらわすものでございます。そのため、これらを口や鼻から摂取しないように注意を払う必要がございますが、いずれにいたしましても、環境基準は公害対策基本法により水質汚濁にかかわる環境基準は、鉛については0.01ミリグラムパーリットル以下が基準値でございます。基準値を上回った数値でございますので、改めまして3カ所の水質検査を依頼したということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） まず、報告が間違った理由は見落とししたということでありました。本来検査機関に送って、その原本を見ながら数字の入力作業をしたと思いますが、原本を見て間違ふということがあるのですか。そもそも異常がないのだという前提に基づいて入力をしたことによって、数字の入力が間違ったのではないかというふうに思いますが、原本は、ではどこで持っていたのか、再度教えてください。

次の再検査はいつから行われたのかということについて、6月11日ということをおっしゃいましたが、では10日に見落としがわかったのか、それとも11日に見落としがわかったのか。このボーリング調査の委託先を早急に進めた部署はどこなのか、お知らせください。

最後の再検査を行う理由ということですが、1回検査をして異常が出ましたと。その異常がない方向にもう一度確認したいということで再検査をしたように私は感じます。部長の答弁ですと、鉛は人体に影響すると、だから鉛が出ないような場所をボーリングしたいというふうに聞こえましたが、部長さんたち笑っていますけれども、どうやってこの事案を隠そうという、うまく持っていこうというふうな行動にしか私には感じませんが、そのところを再度お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤孝昭議員から今ご発言がございました隠そうとか何とかという、決してそんなことはありません。10日に行政報告、そして要するに異常ないというふうな表現を口述させていただきました、文書の中で。そこで、その後ご指摘がございました。やはりその部分については、これは影響がないための調査ではなくて、影響がないようなという調査ではなくて、しっかりこの部分、基準値が0.01、そして調査の結果が0.023ということ、これがはっきりとわかりました。先ほど壇上でもおわびを申し上げました。その部分において、しっかりもう一回調査しろという指示を出して、明らかにこれをしていかなければいけないだろうという思いで調査を進めているわけございまして、決してふたをしようとか、そんなことはございません。これまでの取り組み方をごらんいただければ、決してふたをしているというふうなことではなく、これは真摯にこの状況、環境の問題に取り組んでいるという証左だとご理解をしていただければなと、こう思います。

その余につきましては、担当部長からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 原本はどこで保管していたのかということでございますけれども、これは当初発覚したのが脇野沢地区ということでございましたので、脇野沢庁舎に調査を市長が命じたということでございまして、総務部と一体になりまして、ともかく環境への影響をまず第一に確認しなければいけないというふうなことで、水質調査を行ったということでございまして、その原本については、脇野沢庁舎のほうで保管したということで、現在は民生部のほうに参ってございます。転記ミスではございませんで、そのまま原本を確認いたしましたのですが、原本にある数値のまま

転記されているということでございます。先ほど市長からの行政報告がありましたように、問題の場所から一番離れている場所というふうなことで、多少の安心感があったせいで、そこから、まず一番危ないところ出ないものが、一番離れているところからは出ないであろうという多少の安心感もあって見落としにつながってしまったというふうなことがあるかもしれません。この点については非常に私どもの、いわゆる事務方のミスということでおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 生ぬるいです。言っていることはよくわかります。間違いのないデータを取りたいというのは十分わかります。だったら、もし再調査の結果、鉛が出なかった場合はどういう対応をされるのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鉛が出なかったらどういう対応をするのかと。まず先に、生ぬるいというご表現がございましたけれども、決して生ぬるい対応は今後もしたくないし、現時点でもしていないというふうなことでございます。ただ、その調査の資料の部分において、完全に見落としという部分で先ほどおわびを申し上げた次第でございますので、その部分はお許しをいただきたいと思えます。

再調査の結果、鉛が検出されなかったらどうするのかということでもありますけれども、では0.023、そしてまた今調査しているものが0.01という基準値以下になった場合どうするのかというご趣旨のご発言、お尋ねかと思えますけれども、その部分については、なぜそのときに0.023というものが出たのかということも、改めてこれはその調査をしているところに調査をお願いして、見解を求めていかなければいけないと、こういうふ

うに思います。

また、その調査地点を拡大する必要も出てくるのではないかなど、こんな認識を持っております。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。12番川端一義議員。

(12番 川端一義議員登壇)

○12番(川端一義) ただいまの質疑を聞いておりますと、非常に看過できない点がありますので、二、三お尋ね申し上げます。

いわゆる斉藤議員の言っておられますのは、生ぬるいというのは、言うなればそういう感じを受けざるを得ない。つまり数値が出ました、原本はどこに保管されていたと、全部異常なしとしました。異常なしとした根拠は何ですか。数字を比較して、ほかのほうであれ、この1点であれ、異常なしとしたわけでしょう。数字の見落としだと何かと理由立ちますか。だから生ぬるいと言っているのだと思うのです。

大勢は、市長初め大勢はきちんとやろうとして頑張っておられます。これはこれで我々も十分認めたいうえで、やはり今後こういったことを二度と繰り返してはならないというような思いを込めての斉藤議員の質疑だと思うのです。ですから、数字の見落としですでは済まされないことがあるから、再度立ったわけではありますが、その辺のことを部長ひとつ、どういう点検の仕方をしたのか。報告が出ました。それが異常なしと報告書にあったのか、自分たちで確認したうえで異常なしとしたならば、数字の見落としではないはずなのです。だから、その手順はどうだったのか、その辺をまずお聞かせください。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 川端一義議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、調査を依頼しまして、調査結果については先ほど総務部長から答弁ありましたとおり、脇

野沢庁舎で保管しておりました。当然脇野沢庁舎の所長を初め職員も見ているのです。ですけれども、調査会社のほうから、文書として、この箇所には異常がありますという表示がなくて、検査数値だけ羅列された二十何項目かの調査結果になっております。0.00の数字なものですから、それが脇野沢庁舎のほうでも、我々のほうに報告する段階で、この箇所は異常ですという報告がまずありませんでした。

我々も、そのコピーをファクシミリでちょうどいいしておりますけれども、公文の明示がないものと、それと先ほども答弁しておりますように、一番その場所が遠くの場所、離れた場所であるというふうなことで、A、B、C見えていますので、廃棄物が埋設された箇所をずらっと見まして、まずないものですから、異常がないものですから、我々にしても、つい見落とししてしまったと。10人で見て、20の目でチェックしていながら見落としをしたということについては、我々も非常に遺憾だと思っております。申しわけございませんでした。

○議長(村中徹也) 12番。

○12番(川端一義) これ決して揚げ足をとるつもりではなくて、今後こういったことに気をつけてほしいという意味で再度お尋ねしますが、だから生ぬるいという斉藤議員の話が出るのです。つまり委託したところの検査の報告は、例えば異常ありなしの表示がない場合は、こっちで基準を比較して異常があるかどうかを確認するわけでしょう。その3点のうち2点は比較して異常なかった。1点は、どの表を見たという関係で、恐らくその意味では見落とししたのだらうと思うのですが、そういう関係で、もしその1点が別な表を使っていたとか、0.01云々という基準が勘違いしていたとか、そういう具体的なことがあったはずなのです。そうでなければ、今言われたように、異常がある

1点のほうが随分遠くのほうだからという感覚があったとすれば、これはもってのほかの話。まさに生ぬるいと指摘せざるを得ない状況。だから、こういった点、きちんとその間違いを報告して、この点をきちんと今後気をつけますと言えば、議会のほうも、市民の皆さんも安心してお任せできると思うのです。その辺のこともひとつお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一連のこの部分、予断を持って数値を見た部分、気の緩み、こういうふうなものはご指摘のとおりだと思います。生ぬるいという言葉、斉藤議員、また川端一義議員からもご指摘がありました。これをしっかりと私ども事務方も、また私自身もその調査の結果を見た段階で、その部分が異常なしという部分で、つまりそれを全部敷衍してしまったという、予断があったというふうな部分、これは深くおわびをしなければいけないし、決して今後こういうことのないような、生ぬるいというご指摘のないように、しっかりとこの調査等、さまざまな事案につきまして、また行政一般につきましても取り組んでいきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。18番山本留義議員。

（18番 山本留義議員登壇）

○18番（山本留義） 1点だけ質疑いたします。

今調査結果が基準値を上回ったということで再度調査したということですが、これはどういって調査したのか。例えば県のほうから指摘があって調査したのか。普通は調査すれば、データが出ているわけですから、何カ月後に調査するということになると思うのですけれども、その辺すぐ調査したということはどういうことなのか、裏で何があったのか、説明をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど調査地点のお話を申し上げたところでございますけれども、A地点、それからC地点、これがごみの場所に近い。A地点は、問題の箇所すぐ下です。それから、C地点はごみを捨てた箇所の真ん中あたり、今のB地点、これについては一番道路に、国道に近い部分というふうなことで、3地点をしたわけでございますけれども、私どもとしてはやっぱりごみを捨てていた場所、その場所が一番心配だったということがございます。そういうことで、一番大丈夫であろうと思われた地点からこの鉛が出たということでございますので、どうも私どもとしても納得いかないというふうなことで再検査をもう一回お願いをするということでございます。

さらに、この3地点については、継続的に検査をしていくという考え方でおりまして、恒常的に採水できるような装置をつけていただいておりますので、これは長期的に検査をしていくというふうな考え方でおりますが、とりあえずこの鉛というものについても、場所によっては出るところも地層によってあるというふうなことをお聞きしておりますけれども、再検査をして、それが事実かどうかということを変更して確認したいというふうな気持ちでお願いしたということでございます。

県から特に指摘等はございませんでした。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 私も斉藤議員が言ったように、出なければいいなという考え方の中で再調査をしたというようにしか考えられないのです。だから、私はこういう結果が出たのだと。結果が出たのだから、今後どうしようという形の中で、例えば3カ月なら3カ月の推移を見てもう一度検査をするとか、そういう報告であってもいいのかなと思ったのです。もう出たことによって、すぐ調査するというのはいかがなものか。皆さんが財政逼迫で、

こういう時期に、本当に重大な問題なのですから、そういう形の中で恐らく再検査するという事は、またそれなりの経費もかかることだし、その辺をどう、本当に出なければいけないという思いからするのかというふうにはとれないのです。そういう意味でもう一度答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 出なければいけないというふうなことでなく、今総務部長からも恒常的にその3地点では水質のサンプリングができるというふうな状況であります。ですから、それは恒常的に、要するに推移を見守る部分、これも必要ですし、鉛が0.01基準値を超えている0.023の部分、これはやはりしっかりと、その投棄されたものから出ているのかどうかというふうなことも、投棄された、その下の部分からは出ていない、そして一番離れたところから出たというもの、ですからその周辺もやはり調査をしなければいけないという思いで取り組みたいということでございますので、恒常的にこの部分については、3地点はしっかりと検査の状況を見きわめていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） そうすれば、確認します。ここに3地点、A、B、Cがありますけれども、全項目を今回も依頼したということですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今回は、鉛だけでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。13番 新谷功議員。

（13番 新谷 功議員登壇）

○13番（新谷 功） この問題については、教育民生常任委員会があす現地に行って調査をすることになっておりましたので、私はきょうは質疑をしないという思いであったのですが、今の市

長の行政報告の訂正、あるいは民生部長、総務部長の答弁を聞いて、是が非でも聞いておかなければならないという思いで立たせていただきました。

一般に水質検査というのは、我々は保健所を経由して水質検査を依頼するわけですが、最近保健所が人手不足で、例えば青森衛生研究所、もう一カ所は民間に委託しておるのです。そこで、水質検査の結果が出たと。スタッフが、10日の資料を我々が見やすいようにパソコンで打ち直して表を上げているのですけれども、実はこの表の数値を論議するに当たっては、その水質検査機関から水質検査結果表が来ている、その原本は、先ほどの質疑でもって民生部が持っている。この原本、このA、B、Cの3カ所の検査結果が出ていると思うのです。その原本を見なければ、この数値が誤りであるかどうか、あるいはどうなっているか。この26項目の検査項目をよく見たところ、もちろんこれ鉛の部分は、市長おっしゃったとおり0.023、約2倍ですけれども、民生部長、この表をよく見てみましたか。例えばこれは私は違うとは今は言い切れません。しかし、この26項目のうち19項目か20項目は、例えば0.01の基準値が0.001とゼロが1つずつふえているところがおおよそ20項目あるのです。私は、この水質検査にかかわっては、いささかの知識を持っているつもりなのです。これは、偶然なのかどうなのか、あるいはという感じがしないでもない。だから私は議長にお願いして即、もし民生部がその原本、3カ所の地質調査の結果表があれば、これはただちに提出していただきたいと、このように思っているわけでございます。

それから、部長、これは私市長の答弁、市長は市長に就任以来情報公開、あるいは職員のことは施政方針でもあなた方もよく聞いているでしょう。市長は全く隠ぺいの工作全然ない、この人は、

情報公開できちっとそういうものはやらなければ
ならないということを常々就任のときのあいさ
つ、あるいは商工会議所の新年の祝賀会でのあい
さつ、あるいは3月の施政方針でも市長はきち
つと述べている。職員が市長の足を引っ張るよう
なことをしてはだめではないか。いわゆるこれは私
からいえば、厳しい言葉になるけれども、職員の
怠慢です。

そこで、部長、お聞きしますけれども、例えば
3カ所で、部長、この検査機関はどこですか。そ
の1点と、それからボーリングを3カ所した。こ
れは何メートルボーリングして、何メートルのと
ころから採水しているのですか、部長。

そこで、もう一点は、今までボーリングして採
水したと。この費用と、今またボーリングしたと。
採水すると、検査するといえ、費用が幾らかか
ったものか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、検査機関でござい
ますけれども、濃度計量証明書ということで、社団
法人青森県薬剤師会衛生検査センターというところ
からその調査結果の証明書をちょうだいしてあり
ます。この部分、議長のお許しがありましたら、
議会のほうにこの原本を提出させていただきたい
と、こう思います。

その余につきましては、担当のほうからお答え
します。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 新谷功議員のお尋ねにお
答えいたします。

水質検査の依頼の会社でございますが、社団法
人青森県薬剤師会衛生検査センターでございます。

それから、6月11日の再度の鉛の検査の発注先
はエヌエス環境株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 質疑者に申し上げます。

ただいま議長の私に対し、資料請求すべきとの
発言がございました。議長といたしましては、後
刻において会派代表者会議及び議会運営委員会
のご意見を聞き、適切に対処したいと思います。ご
了承願います。

総務部長。

○総務部長（新谷加水） ボーリング調査、それか
ら水質検査、この費用でございますけれども、手
元に資料を持ってきておりませんで、ちょっと正
確な金額、数字は申し上げられませんが、290万
円程度の費用がかかってございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（新谷 功） 費用については、これまで290万
円ぐらいかかっていると。また再度調査というこ
とになれば、幾らぐらい見ておるものか。

それから、もう一つ、3カ所ボーリングして採
水したと。ところで、採水場所は何メートルのと
ころから採水しているのか。そこをお聞きしてお
きたいと思います。

また、再調査に当たって検査項目は、先ほどの
総務部長の答弁によれば、鉛だけ調べると、こう
いうことなのですけれども、それは何で鉛だけ
にするわけですか。鉛の数値だけが倍になっている
からということの理由なのでしょうけれども。

しかし部長、ちょっとこの検査結果の表をもう
一度見てもらえませんか。私の指摘は、正しい、
正しくないは、今の検査、関係機関の水質検査の
資料が今我々に資料として渡れば一目瞭然な
のです。ここの数字に、26項目の検査項目の中
で、19項目あるいは20項目にわたって、1つ例
を申しますが、具体的に。例えば今の10番目の
四塩化炭素でも結構です。これは、基準値が
0.002とあるのですけれども、A、B、Cの地点
では、これに0.0002とゼロが1つずつ多い
のです。これが26項目のうち

に19項目ないし20項目あるというのは、私としては、私の今までの経験からいえば、ちょっとあり得ない、余りにも偶然過ぎるなど、こういう思いがあるわけでございます。だから、私は根拠として再検査するのに、今数値がはっきりしている鉛だけというのもいささかおかしいのではないかなと、このように思っているわけでございます。どうぞ今のボーリングは幾らの口径で井戸を掘って、そして何メートルのところから採水しているか、お答えください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ボーリング地点ですけれども、この土壌の下は岩盤がずっと広がっている状態でございまして、A地点は3メートル、B地点は7.5メートル、C地点は6.8メートルというふうになってございます。

それから、数値に対する疑問な点ということで、計量の結果が基準値よりも1けたずつ下回っているというふうなのが20項目あるではないかと、これおかしくはないかということのご指摘でございますけれども、これは計量器が見ればわかりますように、一番上のカドミウム0.01ミリグラムパーリッター、この計量の結果がA地点で0.001ということで1けた下がっている。それで未満というふうになっているのです。これは、計量器がはかれないということで、これ以下のものについては、はかれないという計量限界を示しているということなのです。だから、言ってみれば、未満という数字の中ではあるかもしれないですけども、この0.001ミリグラムパーリッター以上でないと、このいわゆる計量器でははかれないという、こういう計量器の限界数字をここにずっと示してきているということがこの未満という数字の記述です。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（新谷 功） 今深さのことをお聞きしますけれども、ボーリングといえ、A地点が3メートルですか、それからB地点が7.5メートル、C地点が6.8メートルですか。ボーリング、ボーリングという報告がなされておるものですから、通常我々はボーリングといえ、こういう浅いことは言わないのです。それに対して経費はどのくらいかかったと聞いたら、この工事するのに290万円ですか。これは、3メートルであれば、部長、バックホーでも掘れるのではないですか、仮に3メートルでも6メートルでも、2段掘りしておけば掘れるわけでしょう。この深さ3メートル、7.5メートル、あるいは6.8メートル、これで290万円かかりますか。どういうことになっているのですか、これは。

例えば具体的に聞きましょう。それは、水質検査の費用も入って290万円だと思えますけれども、水質検査3カ所。1カ所当たり幾らでしたか、それもお聞きします。これは、部長、例えば何でこれ3メートルなのですか。逆にお聞きします。部長、何でこの3メートル、その深さを3メートルにした根拠、あるいは6メートルにした根拠、これは何でしょうか。ボーリングであれば、岩盤でも行くわけでしょう。岩盤であるから、その下に浸透しないということで、そうなのでしょうけれども。それにしても、岩盤であったとしても、3メートルとか6メートル、それに290万円、一体どうなっているのですか、これは。その辺お答えください。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（船澤桂逸） 総務部長の答弁にちょっと補足しますけれども、掘削3メートル、7.5メートル、6.8メートルということでありましたけれども、各地点とも先ほどの3メートル、7.5メートル、6.8メートルの時点で岩盤に到達したわけ、その後、A地点につきましては4.5メ

ーター、それからB地点につきましては8.5メートル、それからC地点につきましては8.0メートル、ここまでボーリングして、あと浸透水をそこから取り上げたと、そういうことです。

あと1カ所の水質検査につきましては、ちょっと資料がないのですけれども、20万円程度と聞いております。

掘削深度の想定はないです。採石場でありましたので、その岩盤までとりあえず、とにかく掘れるまでということでボーリング調査は続けました。それで、先ほど話した地点で岩盤に到達したと。それで、それよりもまた浸透水をとるために何メートルか掘り進めたと。

以上でございます。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

(2番 澤藤一雄議員登壇)

○2番(澤藤一雄) 1点だけお尋ねしますけれども、今のボーリング調査の結果ですけれども、私も若干現地に行って現場を見てまいりました。確かに岩盤をくり抜いた採石場の跡に投棄されているというような状況でございまして、つまりは岩盤の底に廃棄物があって、その上から雨が降るわけですね。そして、今お聞きしていると、岩盤の表面までボーリングをしたと。ということは、この今の廃棄現場が岩盤の下に浸透していつている。割れ目を通して地下水に出ているという可能性があるわけです。ということは、岩盤の表面、要は岩盤の上に土が堆積してあるわけですけれども、この部分を流れたのではなくて、浸透した可能性があるわけです、普通に考えれば。ですから、私がつて大畑の問題でやりとりしたときに、その周辺の深いところの地下水の検査をお願いしてやってもらったことがあります。恐らく今の現場は下に民家がありません。だけれども、あそこの処理場あたりでは井戸水なんか使っていないのでし

ょうか。もしか掘っているとすれば、そのあたりの深いところの地下水の検査も必要かもしれません。ということは、地下水を通して海に湧水しているかもしれないということなのです。この辺の見解をお尋ねします。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 先ほど脇野沢庁舎所長から申しあげましたように、それぞれの地点で岩盤に突き当たりましてから、さらにその岩盤を掘り進みまして、1.5メートルほど突き進んで、そこからいわゆる浸透水を採取しているということでございますので、岩盤上を浸透して流れている水だけということではないということです。そこで、一応採取した水というのは、地下水脈ではないのですけれども、浸透水ということで、そこに集まってきている水を採取したということでございます。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(澤藤一雄) 今私が言っているのは、要はあの岩盤に達した後も、1メートルか1.5メートル掘ったというような話ではなくて、要はこの採石場跡はどんぶりのような底なのです、恐らく。そのどんぶりの底にひびが入っていて、そこから地下水脈まで浸透していつている可能性があるという話なのです。ですから、莫大な費用がかかるかもしれませんけれども、これが果たしてずっと地下水脈まで掘るといような話になるのか、あるいは周辺にもし井戸が、既存の井戸があるとするれば、その井戸水の採取をしなければならないのではないかというような話なのです。どうですか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) その部分、ただいま澤藤議員のご指摘の部分等もあわせて、早急に調査を進めなければいけないと、こう思っております。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。16番白井二郎議員。

(16番 白井二郎議員登壇)

○16番(白井二郎) 少しお聞きしたいと思います。

6月10日に私たちに報告があって、そして不適正なごみの処理について説明したわけですが、そして間違っているということで、きょう改めて我々に報告を示したわけでございます。でも、今までの部長、また市長の説明を聞いておりましても、全然私に伝わりませんでした。なぜかといいますと、先ほど何回も言ったとおり、数字を見落としとか、業者からの指摘がなかったとか、また納得がいけないから再検査するとか、そういう答弁でございます。それを説明された方々はどのような認識で、またどのような自分は立場で物を言っているかというのを私大変心配をしております。行政は不信を抱けば大変私は困っているのです。このように、言い方が悪いのですが、我々に伝わらないということは、市民にも伝わっていないのではないかなど。立て板に水といいますか、ただ説明すればいいのだというのが私の認識でございます。やはり報告した以上は責任をきちんと踏まえて、今後どのようにするかということを十分に我々に説明してもらいたいと思っています。その辺は市長はどのように考えていますか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 白井議員のご指摘の部分、やはりそういうふうな部分で議員各位ということは、市民各位に非常に不安な部分を与えたということで、決して今後そういうふうなことはないような取り組みもしなければいけないし、また本日の行政報告を受けて、各議員からの疑問点、るる述べられたところでありますので、それらもきちりまとめ上げて、調査に向けて真摯に誠意を持って取り組んでいくという決意でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(村中徹也) 16番。

○16番(白井二郎) 今後もこの件は、ひとつ早期

に処理してもらいたいと思っていますが、こういうことばかりでなく、今後我々が説明者側の皆さんから説明を受けたとき、こういう状態では本当に信用できないわけです。きちんと今後ともそれを踏まえてご答弁をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。22番 菊池広志議員。

(22番 菊池広志議員登壇)

○22番(菊池広志) 先ほど議長から、この報告の訂正の部分につきというようなことで念を押されましたので、お聞きしたいと思います。

6月10日の報告の中で、この部分が欠けておりましたというようなことでありますが、きょうは6月17日であります。であれば、1週間の中で報告することは、あのごみ処理の水質検査の部分だけが進捗されたというようなことで私考えてよろしいのかお聞きしたいと思います。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 菊池議員のお尋ねにお答えいたします。

今のミスにつきましては、わかったのが定例会招集日の午後でございますして、その後当然相談をいたしまして、鉛については異常値なものですから、6月11日に鉛の検査をA、B、C3カ所エヌエス環境株式会社に発注いたしましたという経緯でございますして、今までの間において進捗といたしますか、それについてなかったのかということでございますけれども、常任委員会のほうからも調査依頼が来ておりますし、また一般質問の通告を受けてございますので、とりあえずは私どもとすれば、あした現地に常任委員会で参るというようなこともございますので、その対応に負われているという状況でございます。

○議長(村中徹也) 22番。

○22番(菊池広志) ありがとうございます。それ

では、ますます本題に入らせていただきたいと思
います。

きょう、その鉛の部分で基準値がこうだった、
ああだったとか、私はそういうことではないので
す。ただ、あくまでもこれに触れて話をさせてい
ただきますと、例えばA地点とC地点が近くて、
一番遠いのがB地点だったとすると、低いか高い
かでもって決まるのです、水質検査というのは。
わかりますか。A地点のすぐ手前で掘っても、B
地点のほうが低ければ、B地点にみんな流れるわ
けですから、鉛の基準値が高くなるというのは、
これ当然です。それはどうでもいいです。

ただ、きょうもこうやって皆さん、議員の皆様
も一生懸命このことについて心配して話をしてい
るわけです。だから、基準値の問題ではないので
す。要は、6月10日に議会の中で報告されて、そ
の際にいろいろな質疑が出たわけです。そのこと
を踏まえ、きょうは17日、1週間たった結
果、その基準値の部分だけが出ていた。では、
あと何の進捗もないのかと。このことなのです。
ですから、不適正なごみ処理というようなことで
ありますけれども、私は前に不法な投棄だという
ふうな話をしていましたけれども、だけれども、
やはりこれを投棄したのはだれに責任所在があっ
て、むつ市議会がどのような処理をしていくか
というようなことであります。そのことを話しな
いで、この鉛がどうだとかこうとかと、そういう
ことではないのです。ぜひともこの報告の中にあ
るように、きょうは議長に抑えられていますから、
これ以上の話はしませんけれども、もっと大事な
部分があるのではないかということを私どもは話
しているのです。

鉛ではないのです、鉛はその後です。こうして、
だからこうなったという結果が出て、それから対
処はこうしたい、ああしたいというようなものが
なくて、この報告もらって、鉛がどうだこうだと、

そんなこと議論している暇ないのです。

むつ市は今こういう状況の中で、このような処
理をして、こういう処理計画を立てたいと思っ
ているというふうなことが必要であろうかと思いま
す。この不適正なごみ処理、私は不適正な報告だ
と思っておりますので、そのことについて、市長
はどう思いますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 不適正な報告というふうな
ことでは、先ほど来からご指摘をいただいて、お
わびを申し上げたところでございます。今後こう
いうふうなことのないように、適正な報告をさせ
るように職員も、また担当部もしっかりと気合い
を入れてやっていきたいと、こう思います。

1週間何をしていたのかと。10日に行政報告を
して、この間何をしていたのかというふうなご趣
旨だと思います。先般の6月10日の行政報告、さ
まざまな問題点をあぶり出し、また我々が想定も
していない部分、こういうふうなもの、各議員か
らのご発言の中で、その部分の整理も今しており
ます。そして、その中で、私もこの場で答弁をい
たしましたように、撤去と、基本的には撤去であ
るという部分、しかしながらこれただちに、これ
がやはり行政の進め方の部分で、私もちょっと隔
靴搔痒の部分があります。しかしながら、これは
しっかり予算を組まなければいけない、その前に
調査しなければいけない。ごみの量、約9,000ト
ンと申し上げましたけれども、そのごみの質、投
棄されたその質、そういうふうなものもこれから
調査を進めていかなければいけない。そういう準
備作業には入っております。しかしながら、今の
段階では、まだ正確な形で議会のほうに報告でき
る状況ではないと。今後適宜その時期を見て、そ
の進捗状況に合わせてご報告をしていきたいとい
うことは先般の行政報告でお話いたしましたし、
またきょうの形の中でもしっかりと議会のほ

うには報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（菊池広志） 市長の言われることはわかったわけですが、6月10日にどうしてこのようなものかということをお話したときには、答弁はまだはっきりと、今の段階ではわかっておりません、でありますので、明確にお答えすることはできませんという話でした。だから私話しました。もう7日もたっているのだと。それを、我々に報告してから7日たっているのですけれども、その前にもうわかっているわけです、これが発覚いたしました。だから、今市長も答弁されましたが、まだ明確にわかっていない、まだ調査の段階だと。では、このことについていつ報告、大体大まかに明確になったから、このことはこのような処理計画を立てていきたいというふうな報告が、ではいつできるのか、最後に教えていただきたい。いつも、まだはっきり調査をしていないから大枠でしかわからないし、それからもう一つ、この問題について、ではだれが責任を持たなければならないか、また責任所在はどこにあるのかというようなものも全くこの議会の中では話をされておられません。その話をしたときには、まだ調査中でと。だから、いつその調査して、はっきりとした方向づけがおおよそできるのはいつごろになるうとお考えでしょうか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま責任の所在、また今後の報告の時期ということでございますけれども、当然撤去計画というものも視野に入れなければいけません。その費用の部分、これも積算をしなければいけません。しかし、その以前に、先ほど言いましたように、投棄物のその状況、こういうふうなものの調査もしなければいけません。そ

れは、またボーリングになるのか、それとも一部掘り起こすのかというふうなこと、これらもやはり産業廃棄物ですので、県の指導も、そして協議もしながら進めていかなければいけない、こういう思いでありますので、極力9月定例会までには、その部分においてご報告をさせていただきたいと。

責任の所在等につきましても、これは今指示をしております。平成何年ですか、4年から16年まででしたでしょうか、その部分においての、要するに決裁の状況、そういうふうなものも指示を出して調査をしております。一部には判明しております。しかしながら、散逸している部分もありますので、そういうふうな部分も時系列的にしっかりと我々として把握をしていかなければいけないと。そこで、那邊に責任があるのかというふうなこともしっかりこれは内部的に審査をしていかなければいけないだろうと。さまざまな関係機関への相談もしつつしていかなければいけないと、こう思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

ボーリング調査についてであります。そもそもこの投棄場所は、深さはどのぐらいのものだったのかというのをお聞きしたいと思います。それによって、やはり調査する深さもまたかわってくるのかなというふうに思いますので、お聞きしたいと思います。

それと、鉛が基準値より多く検出されたということですが、この鉛がこういうふうに出検されるといふごみがどういったものからこういう鉛が出てくるのかというのをちょっと、調査中と言いますが、例えばこういうものから出る

というものでいいので、ちょっと教えてもらえればなと思います。

というのは、最近ではほとんど鉛というのは使うことはないなというふうに私は考えているので、例えば鉄砲の弾でも今はもう鉛の弾は使わないというふうになっています。結局それを食べてワシとかタカが全部死んでしまうので。そういうことで、どういう生活廃棄物からこういう鉛が出るのかというのをちょっと教えてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 深さでございますけれども、先ほど岩盤の所在というふうに申し上げたところでございますけれども、その岩盤の上にある程度の土を整地して、その上にごみが捨てられたということでございますので、地表から大体浅いところで2メートルから3メートルということで、傾斜になってございますので、下のほうに行くほど地表から岩盤までが深くなっているというふうなことでございます。

この鉛の濃度が高くなった地点というのは、先ほど来申し上げておりますように、国道に近い部分、いわゆるごみの投棄場所から離れた場所ということでございますので、直接的な因果関係があるかどうか、そこのところは私どもとしてもはっきりしないということでございます。そういう面では、ある程度あの周辺も調べなければいけないかもしれませんし、澤藤議員ご指摘の地下水脈、この辺も調査をしなければいけない。あるいは井戸水、周辺に井戸水があるというふうには聞いていないわけですが、場合によってはそういう地下水脈も検査しなければいけないということになるかもしれませんが、この辺のところについては、今後調査検討しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願

いを申し上げたいと思います。

（「鉛が出る廃棄物はどういう、鉛は何に使われているのか、具体的に」の声あり）

○総務部長（新谷加水） 廃棄物ですか。その辺は、最近鉛のなべ等はないと思うので、何から出るのか、ちょっと私わかりません。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 表面から2メートルから3メートルくらいのところの深さであったというふうな答弁であります。どうもそこがちょっと、私も現地を見に行ってきたのですが、かなり深いという話も聞いていましたので、そこもちょっとどのくらいの深さのところなのか。この2メートルから3メートルというのは、これはっきりした数字、本当に信頼できる数字でしょうか。再度ちょっと確認させていただきます。あそこは採石場だったのですよね。たった2メートルや3メートルぐらいで石がとれるものかどうか。何か聞くところによると、かなり深かったというふうな話を聞いておりますので、これ本当に2メートルか3メートルぐらいなのかというのを再度ちょっとお聞きしたいと思います。

まさにその深さによって、調査の深さは決めるべきだというふうに思いますので、もしその場所が5メートル、それからもしくは10メートルぐらいの深さの部分もあったのであれば、やはりそれより深い調査ということで検討してもらおうという考え方をまず、そこの考え方をお聞きしたいと思います。

それと、今その検査を薬剤師会衛生検査センターからエヌエス環境株式会社というところにかえたというふうな話もありましたけれども、これなぜこういう検査機関をかえたのかという理由もお聞きしたいと思います。

それと、鉛がやっぱり基準値より高くなったと

いうことで、土壌からも出るというふうなことも最初の答弁でありましたけれども、やはりそこら辺のところ、生活廃棄物から出るというふうに考えるならば、なぜ鉛が出たのかというのもしっかりやっぱりそこを調べてもらいたいなというふうに思います。ここは別に答弁は要りませんが、やっぱりそこを。

以上、2点ですが、検査機関をなぜかえたか、それとやはりしっかりとした深さ、本当に2メートルか3メートルなのかという、そこを再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど申し上げた2メートル、3メートルというところは低いところですので、A地点はごみの場所の一番下といいますが、すぐ下です。ここは、ちょっとがけになっておりまして、そのところから岩盤までは3メートルしかないということがございます。それでC地点、いわゆるごみの投棄場所、ここにいきますと地表から6.8メートルございます。その上に現在は残土が、いわゆる河川改修の残土が乗っているというような格好ですけれども、6.8メートルございます。そこをさらに8メートルまで掘り進んだということございまして、そのところが地表から岩盤まで均一な高さになっているということではございませんので、さらにB地点にまいりますと、地表から岩盤までが7.5メートル、そこをさらに1メートル、8.5メートルまで掘削したということでございます。

あと鉛について検査機関をかえたということでございますけれども、早く結果が欲しいというふうなこともございますけれども、特にそれ以上の意味はないということでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） この検査機関をかえた意味はないというのが全く意味がわからないのですが、

当然委託するのに基準があるはずなのです。例えばこっちが費用が安かったとか、そういうのが全くなしに、ただかえたというこの、やっぱりそこら辺の行政のあり方、市長、どうなのでしょう、これ。全く聞いていて意味がわからない。そんな意味のわからない行政のやり方をしているのでしょうか。そこを再度お聞きしたいし、これから業者を選ぶ場合に、例えば最初薬剤師会衛生検査センターに依頼して、ここが何かくあいが悪かったら、それはかえるというのは当たり前だけれども、何もふぐあいが無いのに別なところにぼんとかえると、こういう意味のわからない行政をやること自体、まずどう思うのかということ。

それと、C地点がごみを捨てた場所で検査した場所だというふうに言いましたけれども、これは岩盤に到達したかどうかというのはどういうふうにしてわかるのかなと思うのですが、例えば私が現地を見に行ったら、結構コンクリートの塊とか捨てられていたわけです。だから、こう進めていくと、例えばコンクリートの塊にぼんとぶつかれば、ああ、これ岩盤だなというふうに判断してしまうのではないですか。だから、穴をあける場所によって、それこそ鉄板も私見てきましたから、鉄板にぶち当たったら、ああ、これ岩盤だなというふうに判断してしまう可能性はありますね、そういうのもちょっと素朴な疑問を持ちましたので、そこら辺をきちんとクリアしたものの調査を今やっているのかどうかというのも再度お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 第1点目の鉛の検査の、再検査の会社、エヌエス環境株式会社を選んだ理由でございますが、これは環境対策課のほうで水質検査等を依頼している会社でございまして、信頼できるということで発注いたしました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今の水質検査の件でございますけれども、いわゆる最初はこれ急がなければいけないというふうなどで、ボーリングをして採水をするということで、まずボーリング調査がすぐ頼めるところ、そこに頼んだということで、当然ながらそのボーリング会社は水質検査をできるわけではないので、きちんとした検査機関にそこから依頼をして検査結果を求めていると。それは、先ほど申し上げた水質検査の検査所、そこからの報告書がボーリングの会社を経てうちのほうに報告されているということでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 1点だけお聞きいたします。

深さの問題がかなり議論されております。私も現地に行ってみましたが、採石場の跡だったということであれば、相当な深さのものでなければならぬと、普通一般にはそう判断されるわけです。先ほどからの答弁を聞いておきますと、地表から2メートル、3メートル、あるいは6メートルから8メートルの深さをボーリングしたと。これでは、その碎石を全部掘った、その跡をさらに突き進んで地下水まで到達して、そして採取しなければ正しい数値は出ないと私は思うのですけれども。採石場のそもそもの深さはどれくらいあったのかということ把握しておりますか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 一応私どもが調査したところでは、岩盤の上に盛り土2メートル、その上に廃棄物堆積が4.3メートル、さらに覆土が0.5メートルということで、地表から6.8メートルのところには岩盤があるというふうなことでございます。

そのところからずっと先ほど来申し上げておりますけれども、この不法投棄の場所の一番下の地点、ここががけになっていまして、その下のところ、ちょうど境界部分を掘ったのが最初でございますけれども、このところでは岩盤まで3メートルということになっているということでございます。均一的に3メートルということではなしに、当然ながら上のほうにいくと地表から岩盤までは深いということになるわけです。このところ、碎石はこの岩盤のところまで全部さらって碎石を取ったというふうにお聞きしております。以上です。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 答弁どおり確認しておきたいと思いますが、そういたしますと、今部長が答弁されたように、採石場の跡地の深さは岩盤までと、そういう深さだということで理解してよろしいですか。

終わります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

ここで議員各位に念のためお諮りいたします。先ほどの新谷功議員からの関係する資料要求については、6月19日朝9時半からの議会運営委員会及び同日の昼食後、午後の開会前に会派代表者会議を開催し、ご意見を賜り、適切に処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、このように措置をいたします。

ここで11時35分まで暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

次は、下北駅前広場整備事業に係る経過についての報告に対し、質疑ありませんか。19番馬場重利議員。

(19番 馬場重利議員登壇)

○19番(馬場重利) 下北駅前広場整備事業に係ります件でお尋ねさせていただきます。

10日の質疑も私いたしまして、実は哑然といたしました。これは、私が記憶にある総事業費3億2,000万円、確かなことは資料がないからわからないけれども、それが6億数千万円になっていますという企画部長の答弁をいただいて、私実はびっくりしたのです。これは、企画部長の答弁の中で下北駅前整備促進特別委員会がむつ市議会につくられたという、その結果に基づいてという答弁でもございましたが、その特別委員会には私関与しておりませんので、その件については私口挟む余地はございませんけれども、まず私今聞きたいのは、6億数千万円になったというその内訳です。

それと、私10日の質疑でも申し上げましたけれども、この事業はいわゆる早掛沼公園拡張整備事業、これが当初16億円の予定だったのです。それが2期、3期をあきらめて縮小したために、早掛沼公園の拡張は、大体7億円ぐらいしかかかっていないのです。その分の2期、3期の工事に含まれているその9億円近い金をその他の事業に振り分けたといいますか、そういうことで下北駅前広場整備に持ってきた、そういう経緯があったわけです。当初計画はもちろんなかったわけです。これは、原子力発電施設等周辺地域交付金事業なのです、市長もわかっていると思いますけれども。これは、市民に電気料を還元する事業も入っているわけで、いわゆる市民に還元しないでこの事業に使うという形で進められてきた経緯があるわけです。この中に、私今これ持っていますけれども、3億2,160万6,000円、下北駅前広場整備、この整

備事業の内容は、用地費、設計費、バスロータリー、タクシープール、モニュメント、公衆トイレ、この中にはもちろん駐車場とか、今市長の報告にある駅舎が入っていないのです。それで3億2,000万円だったわけです。この総事業費がいつ変わったのか。少なくとも私は平成15年10月まで議員の職にありました。それまでは全然なかったのです、変更は。これいつからどのように変わったのか、これをまずお知らせいただきたい。

○議長(村中徹也) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) お答えいたします。

第1点目の事業費の3億幾らと6億の差の問題をまずお答えさせていただきます。平成14年の当初の事業費の概算が駅舎を除きまして、馬場議員と若干数字が違いますけれども、3億3,227万5,000円としておりましたが、事業の進行に伴いまして、計画の変更等が出てまいりまして、事業費が3億249万8,000円の増となっております。この主な要因といたしましては、整備面積の追加による用地費の増として7,571万3,000円、2番目として用地買収費に伴う工作物、この移転補償ということで570万1,000円でございます。それから、公共用地取得特別会計処理というのがございまして、これが1億624万円となっております。事業面積の追加によります工事費の増額として2,432万7,000円でございます。次に、測量設計の増によりまして、952万7,000円でございます。あとは、駅舎移転補償によります8,099万円となっております。これによりまして、事業費の総額が6億3,477万3,000円となったものでございます。

次に、いつ6億円になったのかということでございますが、平成18年5月の特別委員会で現地調査をした段階で6億円と説明しております。駅舎を含めてでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（馬場重利） 平成18年に3億1,000万円増になっていることを説明してあると。私いせんので、その点についてはとやかく言える立場にございせん。ただ、議員の皆さんは、特別委員会の委員もいらっしゃいますから、それを聞いているのだろうと思いますけれども、これやたらにこういうふうに事業費が計画を上回るということを見逃したのかどうか分かりませんが、議員も承知しているということになりますと、これはよほど計画性のないものではないかというふうに言わざるを得ないのであります。

駅舎も今、さっき答弁の中で用地も含めて7,000万円ですか、こういう話、それから何か公共用地どうのこうので1億幾らというのはちょっと理解できませんが、このきょうの報告の中にあります用地は、これはもともと交換をしないで取得したほうがいいという形で取得したというふうに聞いていますけれども、これが4,170万円。その前にむつ市は国鉄清算事業団から1億円であの用地買っているわけですね。ですから、それを使って駅前広場の整備をしようとした計画なのです、この3億幾らというのは。だから、単純に素人考えでは、これで十分できるものだと、いわゆる最低限利用しやすい形にはなるだろうと、私はそう思っておったし、それで十分だと思っておったわけです。これが今駅舎についても細かく市長が報告しましたけれども、この駅舎を見ても、当初の計画よりもかなり違うのです。

私は駅舎はもともと要らないと言い続けてきたのですけれども、特別委員会は絶対駅舎も必要だというふうにしたのでしょう。駅舎をつくることによって、JRがずっと大湊線を営業してくれるというふうに踏んだのかもしれませんが、そういう確約もあるのかどうか分かりませんが、ただきょうの報告を見ますと、ちょっと言えば悪いけれど

も、何となくプレハブに毛の生えた程度のものみみたいな感じなのです、9,000万円みたいですから。この9,000万円は設計費も全部入っているわけですね、これ。この辺のところはどうなのでしょう。

そうしますと6億幾らのうち、今まで幾ら使って、あとバスロータリーと、それからタクシールとか、それから計画には公衆トイレがないのですね。当初は公衆トイレもあったのです。それもない。それは、どうでしょう。今までこれだけ使って、これからことしと来年にかけてどこに幾らかかるかというものがあつたら示していただきたいのですが。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、駅舎の問題でございますけれども、設計費は含まれておるかということですが、これに設計費は含まれておりません。設計費はおおよそ1,100万円で、JRと協定を結んでJR側で設計しております。それに基づいて出ましたのが、先ほどの、ちょっと額思い出せないけれども、8,000万ちょっとの駅舎の価格になったということでございます。

それから、2番目のこれまでの事業費、どれくらい使ってきたのかということですが、平成19年度までで1億239万7,000円を事業費として使っております。

それから、公衆トイレの話でございますが、これは設計上に盛ってございますので、今年度トイレができる予定でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 先ほど総額事業費の中で公共用地取得事業特別会計の関係で1億600万円ほどの額を説明いたしましたが、これにつきましては、平成9年6月4日に日本国有鉄道清算事業団東北支社から3,541.33平米購入しております。

す。この購入は、事業に先駆けて先行して取得しているということでありまして、このときに特別会計におきまして購入の際に公共用地先行取得債、起債を借りております。あくまでも特別会計におきましては、事業に先駆けて土地を取得することになります。したがって、当該この駅前広場整備事業に当たっては、一般会計のほうで特別会計から土地を購入いたしまして、事業に供していくという形になります。ですから、特別会計はあくまでも土地の先行取得という役目だけです。ここで事業を起こすことはできません。したがって、一般会計で特別会計から土地を買い取りして、そして事業を起こすということになります。そういうことで6億円の中に含まれているということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 先ほどの平成19年度までの事業費の合計、ちょっと訂正させていただきたいと思います。平成19年度末までで1億8,161万5,000円となっております。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（馬場重利） そうしますと、6億円の中にいわゆる国鉄清算事業団から買った1億円も入っているということですね。私ここにある資料は、いわゆる電源三法交付金の額ですから、用地は電源三法交付金使えませんから、一般会計からということであろうと思います。そういうことでわかりますが、いわゆる平成19年度まで2億円ちょっと使っているということですね。あとそうしますと2億円ぐらい残っていると。そのうち駅舎に1億円かかると。あと1億円で、単純に計算すれば、タクシープールといわゆるターミナルをつくると、それで大体6億円ぐらいになると。これは、全部電源三法交付金を充てられるのかどうかで

す。もちろん今の1億円は別です。6億3,000万円の中で国鉄清算事業団から買った1億円は除いて5億3,000万円、これ電源三法交付金を全部充てられるのかどうかということ。

それと、答弁もらってから、もう質疑できませんので、先に言ってしまうすけれども、こういう金を使っている場合ではないのです。電源三法交付金を全部使えるのであればいいです。今出ている旧脇野沢村のごみにも金がかかるし、第三田名部小学校ももう着工しているし、ちょっとこれは私は、一般財源に手をつけなければならないようなことであるならば、私は勇気ある撤退を今すべきだと、そこまで申し上げたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 勇気ある撤退という判断を求めたいという後段の部分についてお答えをいたします。

この件は、この下北駅前広場整備事業というものは、多くの市民の方々の声もあり、そしてまたその部分で当初はコスモス畑の取得、そしてこれは先ほどお話ししましたように、公共用地取得事業特別会計で取得をし、その後多くのまた周辺町内会、そして企業、さまざまな方々のご協力をいただいて、コスモス畑に形を変え、そして協議会、また地元の下北駅周辺開発協議会だったでしょうか、ちょっと正式名称は今はっきりいたしていないのですけれども、その協議会、本当に地元の方々の声が行政を大きく動かして、こういうふうな形になって、そしてまた議会のほうでも特別委員会、これも設置をされ、そしてるご審査をいただき、そしてその経緯の中でこの下北駅前周辺を整備しなければいけないだろうというふうなこと。そして、最初コスモス畑と駅、こういう駅の周辺というふうなものがさまざまな声を受けて、要望等を受けまして、駅舎の改築、そしてまた今

供用開始をしております駐車場、こういうふうな形で事業の拡大をしていった経緯があります。その部分は、その協議会のさまざまなご提言、また一般質問等のご提言、これらを受けてこの結果になっているというふうなことでございますので、今の段階で勇気ある撤退ということは、私自身としては考えておりませんし、この状況の中で、今皆様方にお示しをしました駅舎の部分、そして駅に向かっての右側の今草が生えているかつてのコスモス畑、あの部分にタクシープールをつくり、そしてまた観光バスが2台、3台置けるようなロータリーをつくって、年間二十数万人と言える下北の玄関口である下北駅、これをしっかりとまとめ上げると、そんな気持ちで臨んでおりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 財源についてご説明いたします。

特別会計の分を除くということですので、5億円、そして駅舎問題はそもそも当初から電源三法交付金の対象外ということでしたので、電源三法交付金の対象事業とすれば4億円、そして基金造成が1億6,000万円ですので、残りの2億4,000万円の電源三法交付金、充当できたのですけれども、これは昨年の5月14日に特別委員会が開催されておりまして、そのときに今まで交付金事業という形で行うということで説明してまいりましたが、中間貯蔵施設等の着工がおくれまして、電源立地地域対策交付金の見込みが大幅に狂いまして、このときに報告したのは平成19年度で15億円、平成20年度で18億円、2カ年で33億円の交付金の見込みが絶たれたというふうな状況もございまして、残りの基金を1億6,000万円充てた残りについては起債を充てたいということで特別委員会には説

明してございまして、一応了解してもらったということでもあります。

したがいまして、起債につきましても、将来の財政負担を考えて、一応平成19年度からは合併特例債を県のほうから許可してもらって充当しているというふうな状況にございます。トータル的に今の財源を申し上げますと、電源三法交付金の基金を造成していたものを約1億6,000万円、それから合併特例債を4億3,300万円、県の振興資金を1,630万円、一般財源が2,100万円ということで、合わせてトータル的に6億3,400万円の財源構成になっているということです。

この事業計画につきましては、昨年の12月定例会でお示しいたしました赤字解消計画の中には盛り込んでおります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。15番 目時睦男議員。

（15番 目時睦男議員登壇）

○15番（目時睦男） 3点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。

1つは、私も特別委員会の一人の委員として、この関係については委員会の中で議論経過を認識しているわけではありますが、報告にありますように、駅舎の建設に当たっては、特別委員会でも委員の皆さんからのご意見もあって、下北半島の顔であるということから、地元材を建築資材として使ってほしいというようなことで、特にヒバ材の活用については意見があったとおりなわけでありまして。きょうの報告の中でJR側との協議の結果、内装材として一部使用されると、こういうような報告でありました。この協議の内容について、1つお聞かせを願いたいと思います。市の側としてどのようなことでJR側に要請をして、JR側はどのようなことからこういう内装材の一部だけの使用というふうなことになったのか、詳細をお聞

きしたいと思います。

2つ目は、いろいろJR側との協議の中で駅舎の中に案内所の併設を一緒に設計できなかったとか、きょうの報告の中では別棟で案内所を併設すると、こういうようなことで、内部的に検討を進めているというようなことでありますが、先ほどの説明の中でトータルの6億3,400万円の中にこの案内所の別棟での建設費は含まれていないという理解でいいのか、それとどのようなスタイルでの案内所の建設を考えているのか、構想があればお聞かせを願いたい。

3点目は、報告にありますように、この準備工事が7月から始まって、12月末までに駅舎の完成をするというふうな報告であります。駅舎の建設については、率直に言って市のほうからの持ち出しで、報告によりますと、施工主体はJRであると。このようなことで認識をするわけですが、この建設に当たって、きょうの報告の中でも設計の平面図が添付されていますが、駅舎の建設について、市のほうからJR側に対して、地元業者を指名していただくようなことを要請したのかどうか、この3点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず1点目の駅舎についての協議でございますけれども、詳細な協議ということでございますれば、ちょっと私建設部担当のほうでは承知しておりません。私のほうで把握している部分についてお話ししますが、特別委員会でさまざまな要望、意見が出されまして、その中で先ほど目時議員お話しのように、地元のヒバ材だとか、それから案内所、そういうものもろもろ出てまいりました。それを昨年だったと思いますけれども、設計ができ上がる以前にJR側と協議をる重ねまして、その結果案内所は外に、それからコイン

ロッカーも外にということでございます。1点だけ認められたのがヒバ材でございます。これは、今の駅舎の中の内装ということでございまして、腰壁というふうな言い方をしますけれども、一般の窓の下のあたりの部分、それから吹き抜けになってございますので、その吹き抜け部分にヒバ材を使おうというようなことでございます。

それから、3点目と一緒にお話しさせていただきましても、設計の中でうちのほうも建築担当も入りまして、その中身を見せていただいて、ペアガラスにするとか、それからエアコン、空調の関係もうちのほうから申し入れて、それを取り入れた設計となっております。

それから、2点目の案内所の件でございます。案内所は来年度になりますけれども、この6億円の中に含まれてございます。大体規模としては23平米程度で550万円くらいのもを見込んでおります。物としては、新しく新築するのか、それともユニットで設置するのか、それをまだ今検討中でございます。

地元業者の件についてでございますが、これは前にも多分お話ししていると思いますけれども、駅舎ということで、JR側の専門の業者でないといけないということでございます。広場につきましては、近接を一たん固定したフェンスで押さえて、広場のほうは一般の業者に発注できるということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 今の部長の説明で、結論はわかりました。ヒバ材、地元材を設計に組み入れるという部分について、結果はわかりました。私は、市のほうでJRに対して、このようなことで下北の顔だから、地元材を設計資材の中に組み入れてほしいと、こういうことを要望したと思うのです。それに対してJR側がこのような部分でしか設計

には使えないということがどのような理由なのか、そのことを私さっき聞いていたのです。再度お願いします。

あと3点目の部分、私は今公共事業等々含めてゼネコンの皆さん、大変な仕事がなかなか地元にはないというような状況を耳にするわけでありませう。市のほうで駅舎の財源については手だてをしながら、JRのほうが施工主体だと。私は、事務室等々の中では、いろんな機材はJRの専門的な機材等も入っていたり、そういうようなことはあり得ると思うのです。しかし、外装の部分、建物本体の部分の工事とか、そういう部分については、地元の業者でも施工能力がある部分というのはあるのではないかと、私はそのように思うのです。

そういう点で、ただこれについて私も知っています、おいがJRの子会社にいますから。JRが抱えているというか、業者もあるのは承知はしています。これは、国鉄時代のときにはそういう建築の直営で抱えている部分もありましたから。こういうようなところで、確かにJR側、施工する側からすると、JRが指定をしているというか、抱えている業者のほうに発注をしたいという、そういう状況はあると思うのです。しかし、今の本市の状況等々、活力を一つでも与えるというような状況の中でいった場合に、地元の業者を使うということを強く要望するべきだと思うのですが、再度お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず地元材の利用というふうなこと、私も就任して以来、昨年のちょうど9月、10月ごろだったでしょうか、JR東日本盛岡支社の方がこちらにお見えになった際にお話をいたしました。また、担当部にもとにかく地元の材料というふうなこと、特別委員会の提言もありますし、そういうふうなことで繰り返しお願いをした経緯がございます。

しかしながら、今日時議員、おいごさんが、その関係者にいるということのご発言、なかなか私も非常に疑問に思うところがあるのです。むつ市でその資金手当てをし、そしてその部分で駅舎をJRが建て、なかなかその意見が、すべて満足度のいくような部分に達していないというふうなところ、私もこれ非常に不満な部分がございます。また、地元業者への発注ということ、これは今後また私も頑張っていかなければいけないと、こういうふうな思いでございますけれども、一例を挙げさせていただきますと、新幹線の新青森駅、あの部分においても、やはり青森市長もこの部分で非常に悩んでいるというふうなことをお聞きしたことがございます。さまざまな部分で市の持ち出し、また県の持ち出し、そういうふうなところがあるけれども、駅舎の部分については向こうのJR側のその意見が、また考え方が非常に強いと、我々の意見がなかなか通らないようなところが多々あるというふうな悩みをお聞きしたことがあります。私も、その意味からして、それらも踏まえまして、この駅舎の部分については設計が終わった段階でございますので、今後地元業者への配慮、そういうふうなものも物申していく場面が出てくると、こういうふうに思いますし、その場面ではお話をさせていただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 今の市長の答弁で、強くJRには求めていただきたいと思うのです。市長も先ほどの同僚議員の質疑の中で、市民の方々、そしてあの下北の駅周辺の町内の方々、熱い思いの中でこの事業を立ち上げてきた。こういう地元の声というものをJRに真っすぐに伝えて、そして主体的に市の中での事業としてJRに求めて具現化をしていくよう要望しながら終わりたいと思います。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。26番 富岡幸夫議員。

(26番 富岡幸夫議員登壇)

○26番(富岡幸夫) 目時議員のところでは重複するような質疑になるわけでありませぬ。

まず、下北駅前広場が新しくなるというようなことでは、私もかかわってきた下北駅周辺整備促進協議会なるものの目的が達成されたということでは非常にありがたいし、市民の皆様にも下北の顔ができるということでは非常によかったのではないかなと。大分予算はかかったようでございますが、撤退をしろという意見も上がりましたが、撤退は別なところでしていただきたいと、こういうふうにするわけでありませぬ。

実は、目時議員のお話の中にもありましたけれども、この駅の改築、信号通信設備、これ鉄道施設にかかわるものとして8,000万円の予算、駅そのものは120平米のたかだか知れたものであります。単価でいくと、いかほどになるのかわかりませぬけれども、非常に今回のこういう行政報告の中で説明をしてくれるということではありがたいのですが、役所にとって担当課でも、これが通れば予算は通っているわけですから、すぐ着工するということになるわけですね。

こういう形のものが出る、2月でしたか、3月あたりにはおよその計画がもう示されていると。今こういうふうに出てきて、8月からもう着工するということでは、非常に議会、市民に対して優しいやり方でないというようなことは言っておきたいと、こういうふうにすると思ひます。

この8,000万円なるものの中で駅にかかわる、建物にかかわるもの、または信号にかかわるもの、これらの内訳が出されないものかどうか。これは、役所のほうでは、企画部の中ではおおよそ承知されていることではないかなと思ひます。JRについて、余りにも言いなりになっているというよう

なことからして、これはいたし方ないというような市長の先ほどの答弁もありましたけれども、私はやはりもっともっと食い下がっていく必要があると。相手は民間になりました。そういう意味からして、その辺の中身についての説明、それと協議について、先ほど市長もJRのほうから来られたときにお話をしたというようなことでありますけれども、この計画の中で、この建物の概略、先ほどプレハブのというふうなこともありましたけれども、決してそうではないのだからと思ひます。これをやはり市民の方、また議会のどなたでも、これですばらしいものだといつて納得できるものかというようなことの協議時間というものも全くないわけです。そういうふうなところで市長が、JR側との交渉をしっかりと、いついつどういう形でやってきたと、支社長のところをお願いに行ってきたというようなことがあれば、その辺のところもお知らせを願ひたい、こういうふうにすると思ひます。

あと地元の業者を使えないというようなこともありました。それはこれから願ひしていくということではありますけれども、その辺にも触れてお尋ねしたいと、こう思ひます。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 富岡幸夫議員がこの下北駅前広場整備事業に対しましてのご発言の中で、歓迎しているし、ありがたいというふうなことで、これまで富岡幸夫議員がさまざまな場面でこの協議会、市民を巻き込んでの、市民一体となつての協議会の中でのご活動に心から敬意を表し、こういうふうな形になったということもお知らせをしていただければなと、こう思ひます。

これは今富岡幸夫議員の言葉をかりますと、JRの言いなりになっているというふうなことでございますけれども、非常にその部分、私どもも苦しゅうございます。先ほど目時議員のときに新青森駅の部分、周辺の部分、これらもお話をさせて

いただきましたけれども、非常に苦しい部分がございます。しかしながら、担当部といたしましては、設計の段階、そしてその仕様の部分、そういうふうなことにつきましても、その打ち合わせ協議の段階で特別委員会の意見、こういうふうなものが伝えられておりますし、その部分で反映された部分があります。しかしながら、すべてが反映できなかったというふうな部分は、私も残念な部分がありますけれども、今後この駅舎の事業展開の部分、これについては私も今定例会のご意見、またこれまでの特別委員会の経緯、これらをあわせてJR側と協議をし、意見を吸い上げていただくよう頑張っていきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 駅舎の工事関係の中身についてご説明いたします。

まず、駅舎の上屋ですけれども、建物のほうが約5,090万円。それから支承工、これは電力とか機械とか通信の関係でございます、これが2,387万円。この工事費の合計で7,477万円となります。それに機械関係として管理費でございますけれども、622万円があります。それをトータルしますと8,099万円というふうになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 中身について、建物で5,000万円、120平米に5,000万円という、かなり豪華なものとの期待をせざるを得ないのであります。それで市民の評価が得られるかというようなときに、私はやはり下北駅が新しくなるということは、将来にわたってむつ市の顔ができればととも、JRとしても誇れる駅舎であるべきと、こういうふうに思っています。この建物のデザインといいますが、我々の地域の思いといいますが、これが本当にこのようなやり方だけで納得して、あすに

も工事にかかっていいのかなと、こういうふうな気がしているのです。

先ほど市長の答弁の中に新青森駅の話もありました。新幹線新青森駅の駅舎については、3パターンそれぞれ出されて、協議の場が持たれてきました。それに値するものでないことは承知しておりますけれども、それでも市民の声が反映されるものにならないければならない。特別委員会ではヒバ材を活用するようにと。活用したところが、腰壁だったというふうなことを一般の人たちに説明して、わあ、すばらしい、地元材を活用してくれたというふうなことには私はつながらないと思います。ですから、こういうふうなやり方というのは、JRの言いなりと言われても、これ仕方ないわけでは、もっともっと真剣に地元の顔、そして観光客を受け入れる玄関口、将来のJR東日本の最北の駅として、ともども売っていけるようなものにしていかなければならないときに、何の協議もなされないでそのまま終わりだということでは、もういささか納得がいけないようなことがあります。この建物についてのデザインの調整機関といいますが、そんなことを再度検討すべき組織か時間というものをとっていけないものかどうか、その辺のお考えをお聞きしたいと、そういうふうに思います。

地元業者につきまして、全くJRの思うままと。実は、大湊線の保線について、名前出しますけれども、熊谷建設工業がもう長年にわたってやっております。これだけの建物をつくることにいささか地元で、何も支障がないはずであります。もっとJRには働きかけなければならぬことがいっぱいあるはずで。ただ、将来の大湊線の存続とか、新幹線の活用方法と利便性でお願いをしなければならぬことがあります。そのことについては立場が弱いということはありませんけれども、市民の血税を出してすべてのことをやっていく我

々が、もっともっと力強くアピールしていかなければどうしようもない。市民に我々はこたえられない、そういうふうな思いであります。何とかしてそういうところを決意を新たにJRにかけ合うというようなことにしていただかなければ、我々はただの報告で終わる。市民から、おまえたち何やっているのよと言われても、これいたし方がない。その辺のところをご答弁願いたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） JRへの強力な働きかけというふうなことをお求めになりました。私も今後その意味では強力に、さまざまな場面を使いまして働きかけていきたいと、こういうふうに思います。

このデザインの調整の部分ですけれども、これはやはりさまざまな見方、考え方があろうかと思えます。これは、その設計のデザインの部分、どういうふうな形でどこが担当、これは市のほうとも協議をいたした部分があります。主体となったところ、そういうふうなところについては担当のほうからお答えをさせますけれども、こういう環境になるということ、まず駅に向かって左側の駐車場、五十数台の駐車場、非常に市民からも利便性が高まったという声もありますし、そして駅舎ができ、向かって右側のほうにタクシープール、バスのロータリー、そういうふうなもの、それから今外に観光案内所的なもの、これらも最初は私もこの駅舎の中をお願いをいたしました。しかしながら、これはなかなか合意に至らず、また各団体のほうからも要望がありました。それをしっかりと下北観光の顔であると、玄関口であるということをお考えますと、やはりこれは外にしか置けないだろうという決断をいたしたところであり、そういうものも今後この周辺の充実ということで、駅舎自身も充実した形で、一体感の中で駅舎の充実を図っていくようJRにも働きかけていきま

す。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） デザインの変更についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、主体的にはJRのものでございまして、そちらのほうで設計を組んで発注するという形でございます。

この設計委託につきましては、もう既に終了しておりますので、今からまた再度デザインを検討し直すということは無理かと存じます。

○議長（村中徹也） ここで昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時27分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

下北駅前広場整備事業に係る経過について、ほかに質疑ありませんか。13番新谷功議員。

（13番 新谷 功議員登壇）

○13番（新谷 功） それでは、下北駅前広場整備事業に係る市長の報告についてお聞きいたしたいと思えます。

この報告書の2ページ目の14行目、「本協定におきましては、工程、工事の実施主体、工事費用、工事完成後の施設の帰属等について」云々と、こうあるわけですけれども、この帰属等ということは、これどういうことを意味しているものか、お聞きしておきたいと思えます。

また、この事業に関しては、私も特別委員会に長く籍を置いて、本当によく承知しております。例の電源三法交付金、それから合併特例債、このこともよく知っているつもりですし、すべての会議記録を私はファイルに厚く持っておるのですけれども、確かにそういうことの経過はございました。あれよあれよと思っているうちに、正直言っ

てそうだったかと、それから市長も先ほどの答弁で下北駅前の子うい関係者の今までの熱意等考えれば、もうこの際子うして、ことしと来年でもって完成を見なければならぬという思ひは全くそのとおりです。だから、その時分は私も関係していながら、しようがないかと、こうい思ひでありました。

それはそれといたしまして、いづれにしても特別委員会では地元業者を努めて使ってもらえないかと、私もこれは再三要望したけれども、何せＪＲさんのほうは聞く耳を持たぬといえは語弊があるかもしれないけれども、子ういことでないかなと、このように思っております。せめて子うい面についても、本当はＪＲさんも会社ですから、むつ市のほうで、すべてお金を出して、何も聞かない、自分たちの思ひとおり、専門業者でなければ駅舎の建築がでかぬといか、こうは言っているけれども、私はそれは子うではないのではないかなと、こうい思ひをしておるわけでございます。

そこで私は、本当はそのくらいもうやるのであれば、先ほど馬場議員からは、勇氣ある撤退ということも出ましたけれども、本当にこの件に関しては、馬場議員ばかりでなく、正直言っ子うい感情にもなってくるのではないかと。余りにもＪＲさんが、言葉はふさわしくないかもしれないけれども、横暴さが出ているよな感じがするのです。これは、総務部長でも企画部長でも、市長初め皆さん子うだと思ひますけれども、でも事業を展開するにはそれをやらなければ、せつかくあの子北駅周辺整備促進協議会の蓮井会長さん方の今まで長年のご苦労に報われないという思ひで、みんな涙をのんで市長もそれなりに考えていると思ひのです。私は、そこは理解したいと思っております。

ところで、こういふうにお金を出してＪＲさ

んの思ひとおり工事を進めるわけでございますので、例えば青森までの新幹線が通ったときに、その後の大湊線はどなるのかなということも特別委員会で議論になりました。つい昨年でしたか、ＪＲの社長さんは、絶対それはやると。今の大湊線の廃止あるいは第三セクターについては自分は考えていないと、こう言っ子ういもの、これはいかにがなものでしょうか。子ういこと、ＪＲさんから子うい約束のお墨つきといひますか、子うい担保はいただけぬものでしょうか。これもお聞きしておきたいと思ひます。

それから、この今の経過報告の中で駅舎の、これカラーで出ておりますけれども、私たちはよく行政視察で行くと、例えば駅舎の場合、その特徴のある武家屋敷、城下町とか、子ういところの駅に行けば、それなりの特色ある駅舎がでかているのですけれども、例えば今のこの下北駅の駅舎の場合は、ちょっと見ても、あれ、むつ下北の玄関口、むつ下北の特徴がどこかに反映されているのかなという思ひで見っておったけれども、これを見る限りでは、子ういことが感じられないのですけれども、この点で建設部長でも、もしよかつたら覚えている範囲内で説明してもらえれば助かると思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の協定書の帰属等、内容につきましては担当部長からお答えをさせます。

2点目の新谷功議員がＪＲに対する思ひ、今吐露されたわけでございますけれども、私も一部子ういふうな思ひを共有している部分があります。よって、ならばこれからどなるのかということになりますと、やはり本日の行政報告の各議員のご発言、また新谷功議員のただいまのご発言、これまでの特別委員会のその経過、これらをまた

改めてJRのほうに意見を申し上げ、提言をしていきたいと、粘り強くこの部分については訴えていきたいと、こう思います。

それから、新幹線開通後の大湊線というふうなことでございますけれども、先般県の市長会場で発言をさせていただきました。新幹線が通っても、七戸駅、(仮称)七戸駅ですけれども、それからむつ下北に対する2次交通の部分がまた見えない。それから、従来線への接続の部分、これも全く今霧の中で、なかなか下北を、どうも目は津軽方面、奥津軽、そして北海道に向かっているような感じで、このむつ下北に対してのそういうふうな部分の情報がまだ伝わっていないし、この部分について発言をしてまいりました。ただ、またJRのほうの立場、県のほうの言い方でございましたけれども、新幹線のダイヤ編成、そういうものもまだ確定もしていないし、駅名もまだ決まっていないという状況で、それからまた先ほども申し上げましたけれども、新青森駅のこの全体像、そういうこともまだ確たるものが示されていない。県へ対しまして、私も市長会といたしましては、やはりJRに強く働きかけていただきたいということで、その会議が終わったところであります。この部分につきましても、これから機会あるごとに訴えていきたいと思っております。

大湊線の存続のお墨つきというふうなことでございますけれども、昨年の報道があって、その後企画部長が当市を訪れた際、大湊線は存続、これはその報道のとおりであるというふうなことでしっかりとお話を聞いたところでありますので、私もとしては、その言をしっかりと信頼をし、信頼をしつつ、また大湊線の快適性、これを求めていって、利用度を高めることによって存続がますます伸びていくというふうな思いを今いたしているところであります。

それから、この駅舎がむつ下北、この下北のイ

メージを反映していないと言われれば、そういうふうな思いもいたさないわけでもないのですけども、ならばどういうふうな形がまた反映されるのかと、こうなりますと、さまざまなデザイン、意匠といいますが、そういう部分での反映の仕方はあるかと思っておりますけれども、午前中の答弁の中でお話をさせていただきましたけれども、これを駅前広場一体として下北をアピール、むつ市をアピール、そして下北の玄関口であるということをおアピールするというふうな形で、その景色にマッチングした形の中でそのPR、アピール度を高めていく必要があるのではないかなと。そこには、先ほどお話しいたしました観光案内所、そういうものも特徴のあるデザイン、これは私たちの形の中でデザインができるわけでございますので、そういうところに意を用いて、全体としてこの駅前広場が下北観光、そしてむつ市の玄関口にふさわしい形で整えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(村中徹也) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) JRとの協定の中に施設の帰属についてという文面がございます。これに対してお答えいたします。

この協定の中には、補償費としてJRの建物の移転補償が含まれております。もう一つは、地元業者に広場の工事をさせるために、営業線近接工事を防ぐためにJRのほうに市からフェンスの設置をお願いしております。その工事は、市で委託しているものでございますので、建物はJRのものでございますが、フェンスは市のものというふうなことで帰属を協定書の中でうたっているものでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 13番。

○13番(新谷 功) お聞きするのは逆になるかもしれないけれども、今の帰属の問題、今の建設部

長のお答え。建物はJRさんに帰属すると、フェンスに関してはむつ市に帰属すると、こういうことですね。これは私の一般的な常識からまず述べてみたいと思います。自分がお金を出して、そして向こうの要望のとおりやって、その要望どおりの額のお金を出してやって、その財産は、そのつくったものはそちらのほうというのは、これどう私考えてもちょっとおかしいのではないかなと。

おかしいのはこればかりではないのですけれども、これがJRさんの、そういう全国で駅舎をつくってきたと思うのですけれども、そういう流れで来ているものなのかなと。それにしても、これは理にかなわない話だなと。何でそういう多額のものにはJRさんになって、フェンス、これは全体的な工事からすれば、わずかだと思っただけけれども、それがむつ市に帰属になってと。

例えば今後の話なのですけれども、あの駅舎のそれぞれの、これから駅舎をつくって何年かすればいろいろ補修でも手がかかることもあろうかと思うのですけれども、そういうことになれば、駅舎の部分はJRさんだから、そういう維持管理といたしますか、それはJRさんのほうで持つものなのか。例えばフェンスに関しては、これは我がほうでやったから、フェンスが雪なんかで壊れたり、いろいろ壊れてきたら補修するようになっているものか、この点についてお聞きします。

それから、2番目、市長から答弁があったのですけれども、JRにそういうふうな意味で担保できないかと。JRさんの偉い人と会ったときには、全く社長の言うとおりで、そういうふうやっていますと。しかし、市長はこれについても粘り強く要請していくということですので、この点について、市長、よろしくひとつお願いいたします。

次に、駅舎のイメージ、これももう設計ができ

ていると思うし、これがそうなのでしょうけれども、この辺は「今さら新谷、言っても遅いんだ」と、こう言われてしまえば、それまでなのですが、当然そういうことも考えて反映させたものをつくってもらえればよろしいのではないかなと。例えば駅の駐車場にモニュメントも、これつくることになっているわけでしょう。これは、下北駅周辺整備促進協議会の役員さんが来て、皆さんから寄附をいただいて、それはもうそれなりの特色のあるモニュメントをつくると思うのですけれども、そのことも部長が知っているのであれば教えていただきたいと、このように思うわけです。

それから、もう一点、観光案内所は、今の駅舎は狭いから云々ということで、そこには組み入れることはできないけれども、別棟でつくると、こういうのがこの報告に出ているのです。そうすれば、午前中にも出たのですけれども、それはどういうものかわからないけれども、もしそういう観光案内所をつくった場合においては、案内する人、職員といたしますか、そういう関係者が常駐しなければならぬのではないかなと思います。もしその観光案内所ができた場合には、そういうガイドさんといたしますか、説明員は、これは市のほうでもって配置するお考えなのか。あるいは、この性格上からいけば、観光協会さんが担って、それにまた補助金を出して委託してやるものか。運営はどうなるのかなということももしできたら教えていただきたいと思ひます。

実は、この観光案内所、何年か前に大湊駅に観光案内所といたしますか、そういう方を常駐させた経緯があるのです。今はそれがおらないのですけれども、これ置いた経緯と、それを廃止したといたしますか、それはどういうことなのかなと。もしその点についてもお答えできるのであればお聞きしておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 帰属の問題は、また後ほど担当部のほうからお答えいたします。

観光案内所の件なのですけれども、これは当初私の気持ちといたしましても、駅舎の中というふうな思いがありまして、就任以来お願いをした経緯がございます。しかしながら、設計が進んでいる段階で、なかなかそれを取り入れるというふうな部分、費用の部分、この費用はうちのほうで払うわけなのですけれども、そういうふうなところがご理解をいただかなかったということがございます、経緯は。その後その観光案内所につきまして、むつ商工会議所、むつ市観光協会、下北物産協会というふうな3団体のほうから申し入れがございました。その部分でもまたJRのほうにも申し入れいたしましたけれども、なかなかご理解をいただかなかったというふうな部分で、ならばやはりこれは年間二十数万人の乗降客、また観光シーズンになりますと、非常に観光客が多いという玄関口でございますので、そういう部分におきましては、やはり観光案内所が必要であろうという判断をし、今それを検討させております。それも定着する基礎をつくって云々ではなくて、冬場になりますと、また傷み等も出てくる可能性もありますので、据え置き型にするべきなのか、それらもあわせて今検討しているところであります。その部分において、できるだけむつ下北にふさわしい観光案内所のイメージを全体の中でマッチングしたような形で作り上げることができればなというふうな思いでございます。

その案内のあり方につきましては、今後の課題でありますけれども、むつ商工会議所、むつ市観光協会、下北物産協会等と協議をしつつ、果たしてそれが常時いて、コスト面もございまして、またさまざまNPOだとか、そういうふうな方々との協議を深めて案内をしていただくような体制を

とっていきたいと。今後の課題とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

初めに、補償費についての考え方でございますけれども、これはあくまでも建物移転補償という考えでございます。要するに、通常道路工事なんか実施した場合、建物がかかれば一般的に補償するわけです。それをもって一般の方が別な場所に建物を建てる。ですから、その建物はその方のものになります。今回も広場の整備の関係でセットバックしていただくということで、要するに市で支障であるよということで後ろに下がっていただくという形ですので、その分についての補償でございます。ですから、建物はすべてJRのものになります。フェンスは、こちらから工事をお願いしたわけですから、その工物件は、工作物件は市のものというふうな考え方でございます。

次に、モニュメントについてでございますけれども、市でも一応この下北駅前広場にはモニュメントを検討しております。ただ、下北駅周辺整備促進協議会でございますか、こちらのほうでもおよそ200万円程度のもので、別にモニュメントを、記念のものをつくりたいということで協議をしている最中でございます。

維持管理につきましては、当然もう建物そのものがJRのものでございますから、今後は全部JRで負担することになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（新谷 功） 今の部長の説明聞いて、いや、なるほどなど、そう言われてみれば、そうかなと、こういう思いで今聞いておったのですけれども、私の考えがそうでないと思っておったのだけれども、確かに建物移転等に関しては、言われてみればそのとおりだなと。それで、本当は、いや、そ

うですかと終わればいいのでしょうかけれども、しかし市長、この問題に関してはむなしさ、それから無力感というものは本当にこれ皆さん、いる議員も、皆さんそういうふうに使っているのではないかなと。どうであれこうであれ、本当は全くそうであるし、またJRさんに見れば、営業利益を追求する会社なのですよ、本当を言えば。ところが、何となくむつ市の弱みにつけ込んでという言葉はふさわしくないかもしれないけれども、そういうことが強く感じられて、本当に私は冒頭に申したとおり、むなしさと無力感を感じておるわけでございます。

最後にこのことについて、市長から何かお考えがあれば、ご所見があればお伺いしておきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほども申し上げましたように、新谷功議員と共有する部分が私の心情としてあります。ただし、これはかつて国鉄清算事業団の土地を買い求める平成9年でしたでしょうか、そしてその前から、平成6年ごろから下北駅周辺を何とか整備しなければいけないというふうな地元町内会、またあの周辺の企業の方々、そして市民の方々が協議会を立ち上げて、この下北駅を何とかしようと、そして環境整備から始め、コスモスを植え、駅舎を今度直して行ってほしいという市民運動から発した形の中で行政を動かしてきたというふうな思い、こういう思いを私も全く共有しております。しかしながら、今新谷功議員が2つの心情をお話いたしました。この2つの心情を乗り越えて、むつ下北の玄関口としてふさわしい全体的なイメージの中で、この下北駅前広場及び駅舎をすばらしいものにしていくのもまた我々行政の姿であるし、そしてその利用度を高めるための列車の接続の問題、強風対策、そういうふうなものを強力に議会ともどもお力をいただき

ながら進めていくということによって、この2つの思いを乗り越えることができるのではないかなということでございますので、どうぞ今後また新谷功議員初め議会議員、そして市民の皆様方のご支援をいただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。22番 菊池広志議員。

（22番 菊池広志議員登壇）

○22番（菊池広志） 簡潔にお伺いいたしたいと思えます。

この駅舎、きょう初めて見ましたが、先ほどから話しているのですけれども、これデザインを変えたいというようなことはできるのかできないのか。

もう一つは、このような形でもってなるのであればやめたいというようなことができるかできないか。また、やめたいといえばやめられるのかやめられないのかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 菊池広志議員にお答えいたします。

デザイン変更はできないのかと。やめたいというふうなことでございますけれども、この部分につきましては、これまでの市民運動、そしてまた地域の方々、今後の下北駅のあり方というふうなこと、むつ市にお越しいただく多くの観光客の方々のことを考えますと、やめたいという言葉は私からは出すことはできません。しっかりとしたものをつくっていききたいと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（菊池広志） 大変わかりました。私は川内の分庁舎とかいろいろ見ましたけれども、こういうデザインはきょう初めて見たのですけれども、

もうちょっと前に見ていればなという思い、残念で残念でならないのですけれども、そういうことであればわかりました。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第2～日程第25 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第55号

○議長（村中徹也） 日程第2 議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番目時睦男議員。

（15番 目時睦男議員登壇）

○15番（目時睦男） どうも議長、最初の質疑を受けていただきまして感謝を申し上げたいと思います。

議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例の条例案について、5点にわたってお尋ねさせていただきたいと思います。

1つは、ご案内のように、大畑診療所は平成15年9月策定の下北圏域自治体病院機能再編計画によって旧大畑町が平成17年4月から、病院から19床の有床の診療所に機能転換をしてきたわけであり、しかし、常勤医師が不足している中から実質無床の診療所となって現在に至っているわけであり、2階部分は60床のスペースに対して今回の条例案によりますと、定員29人の介護保険施設に機能転換するという内容になっているわけであり、入院施設をなくするのかどうか、この点について1点目お伺いをします。

2点目は、1階部分は外来診療と機能回復訓練

施設と現在なっております。同一施設に2つの施設が同居するということになるわけであり、管理運営は具体的にどのように考えているのか。

また、仮に1階、2階の全部を指定管理するとなれば、1階は医療法人、2階は社会福祉法人への指定管理が考えられるわけであり、そのような理解でよろしいのかどうか、2点目であります。

3点目は、施設の改修はどのように行って、それに要する費用は幾らを予定しているのか、3点目お伺いします。

4点目は、指定管理者の公募範囲は市内、または県内、そしてまた全国なのか。また、応募者の中からの選考をどのように考えているのか、基準がございましたら説明をお願いしたいと思います。それに伴って、仮に応募者がなかったと、このような場合には、その後の運営をどのように考えているのか。

最後になりますが、5点目は、条例案によりますと、第10条で利用料金の免除が条文化しております。見ますと、指定管理者はあらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金の全部または一部を免除することができるという条文になっているわけであり、どのような基準を想定しているのか、お伺いをしたいと思います。

以上、5点についてよろしくお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

入院施設をなくするのということでございませけれども、現在2階の部分にかつての病院時代は60床ということで、その後平成15年の再編計画の中で診療所ということになったわけで、19床ということになっております。今後これが指定管理が始まりましたら、入院施設、この部分において

は10床、この部分をオープンをしてもらうよう指定管理との協定の中に盛り込んでいきます。ですから、ただいま議案第55号で上程、ご審議をいただいております部分において、2階部分が29床の小規模介護老人保健施設と、そしてさらにプラス10床の入院患者の部分、ベッドを確保していくように、これは下北医療センターのほうの契約になりますけれども、若干その部分お尋ねがありましたので、議長からお許しをいただきましたら答弁をさせていただきますけれども、10床は入院施設として確保していくという旨を協定の中に盛り込んでいきたいと、このように思います。

1階、2階の管理運営、これはむつ下北医師会と協議を始めた段階で、1階、2階セットでの形の中で協議を進めてまいりました。その部分、不調に終わりました。その中でこれからどういうふうな形で運営をしていって、医療の部分、そして不良債務の部分、こういうふうなものをしんしゃくをいたしました結果、1階は医療、2階は入院10床、29床その施設ということで、一体的な管理運営の委託をしていきたいと、指定管理を求めていきたいと、こう思います。

施設の改修費、それから利用料金等の免除につきましては、担当部長からお答えをいたします。

公募の範囲、これはどうなるのかといいますと、むつ下北医師会に所属する医療法人に公募をしていきたいと、こういうふうにご考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 市長答弁に補足したいと、思います。

1つの施設に2つの事業をどういうふうにご考えているのかということのお尋ねにお答えいたします。初めに、現在日本の医療というものは32兆円を超え、今後10年間の間に50兆円を超えるのではないかと。こういった中で、医療費を抑えるため

に厚生労働省で2011年度末まで25万床ある医療病床、医療型療養病床を13万床に減らすと。15万床ある介護型療養病床を全廃すると。そういうことから、介護難民が生ずるといふようなことが国民の中から大変不満が生まれて、これを解消するために厚生労働省が2011年までの間に、これを今介護保険型、または老健施設に変える場合については、介護保険について医者は要りません、それから作業療法士も要りません、理学療法士も要りません、看護師も要りません、栄養士も要りません、そういった中で、またエレベーターも要りません、枠内の壁を張りつけることも要りません、こういう中でぜひともやっくださいという厚生労働省の中から応募が出たわけです。

これを今15万床あるのをどういうふうにご解決していくかということ、今の段階で10%しか達成していないものです。そういうことから、厚生労働省ではすべてそういう緩和政策をとりまして、医療施設にあっては、こういった老健施設に移る場合には医者は緩和されているということで、この機会を逃してはだめだということで29床。

29床というのはなぜかということ、小規模介護老人保健施設ということで、29床以内でありますと、医者は要らない、看護師も要らない、従来いました看護師の中で、医者の中で十分対応できているというのであれば、職員の増員は要りませんと、そういうふうな緩和政策がとれまして、それにむつ総合病院のほうから、こういう施設があればやれるのではないかという話があったものですから、私どもとしても、ぜひいい機会であると。

それともう一つ、こういう施設ができた場合には、介護保険はどんと上がるわけです。ですから、長期計画の中に基づいて介護保険は余り施設をふやしてはいけないと、市の許可をもらい、県の許可をもらい、国の許可をもらわなければならない、入所者をふやすときには、そういう規制がありま

した。ところが、厚生労働省では、今回のこの施設をふやすものに対しては、一切の規制、協議会を持っていなくても入所を認める、施設の増設を認めるというふうな緩和政策をとっているものがございます。

そういったことから、3番目の施設の改修については、エレベーターも共有であっていいし、玄関も共有であっていい、調理場も共有であっていいと。2階のフロアは入院ベッドと、それから老健の施設ということになって、その場合でも壁は必要ありませんよ、立て札だけで、こっちから入院病棟、こっちから介護老人保健施設というふうなことで改修費はかかりませんよと。

ただ、私どもの中で今いかに市内の医療法人が手を挙げてくるのかということについては、非常に心配しております。赤字経営のもとでやるというのであれば、だれも手を挙げないわけです。そこで、私からいろいろ老健施設を市内で手広くやっております院長と話をしたときに、「ガソリンの値上げで大変経営困っておられるでしょう」という話をしましたら、私どものほうでは一切ガソリン、油に頼ったヒーティングをやっていないと。電気と、それから暖房効率を考えた建物をつくっているのです、そういうものの中では、恐らくほかの施設よりは半分以下で済んでいるのではないかと、いうことを踏まえまして、職員の削減がまずコストの中で来るわけですけれども、ボイラーマンが要らない、電気料がかからないということであれば、そういう施設の経営者が手を挙げてこられるようにするためには、電気で施設を保温できるようなもの、いわゆるボイラーの経費と燃料費の経費のかからないようなものをつくれれば手を挙げる方が多いのではないかと、いうふうなことでございます。

施設の改修費にかけようと、そういう暖房がもう老朽化しております。使っていないものですか

ら、かなり使えない状況にあると聞いておりますので、そういうふうなもので改修したいということでございます。

公募の範囲については、市長から説明ありましたので。

あと利用料免除の基準についてでございますけれども、この免除の基準については、うちのほうで介護保険の中で、パンフレットを各家庭に配布してありますけれども、その中に規定されてある所得の基準内の方については、利用料免除というふうなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 内容についてはわかりましたが、先ほど答弁の中で漏れておりまして、市長から答弁があった指定管理者の公募の範囲は先ほどの答弁で市内の医療法人ということでは答弁がありました。公募がなかった場合の今後の運営については答弁がありませんでしたから、再度答弁をお願いしたいと思います。

それで、再質問であります。現在の建物全部を今の部長の説明も聞きますと、医療の部分と、いろいろ厚生労働省の指導等も含めた中で、1階部分、2階部分合わせて、医療と介護の同居した運営が可能だと、こういうことで、そういう意味から解すれば、1階も2階も同一の指定管理の中での、ということの理解に立つわけであり。実は、これまでの現在一生懸命頑張っていた、常勤の医師が、我々も特例前の大畑の議員が、会派の議員、いろんな有形無形に地元の声を体して常勤医師を何とかしていかねばならないという思いを強くして、そういう中で間接的な働きかけもしてきました。そういう常勤の理事者のほうからの働きかけも強い部分があったかと思っておりますが、そういう中で昨年5月から常勤医師として頑張っていた、現在の常勤医師、条例案に

よりもすと、1階も2階も指定管理ということになると、現在の常勤医師が要らなくなるという結論になるわけであります。現在の常勤医師もご案内のように、平川病院の副院長という要職の中から地元の出身地の皆さんの声にこたえなければならないという思いで万難を排して赴任をさせていただいているわけであります。そういう状況の中で、1年ちょっとで指定管理をしていくという我々の中ではいろいろ本人とのお話を聞いても、でき得れば、引き続いて診療所として充実強化を図っていききたいと、そういう思いを我々には伝えております。こういう中での指定管理でありますから、一番大切なのは、私は今頑張らせていただいている現場の医師の意向というのを尊重して配慮していかなければならないだろうと、このようなことを強くしているわけであります。そういう中での今回の条例案の提案の内容からしますと、現地の医師の思いと条例案の中身の部分については乖離をしていると、このように思わざるを得ない、こういうふうなことなわけであります。そういうことで、常勤医師との対応がどのような経過の中で今回の条例案の提案なのか、そしてまた現在の常勤医師の意向という部分について、今後の処遇をどのように考えているのか、先ほどの答弁漏れを含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北医療センター議会のほうにもかかわる部分がございますけれども、お尋ねのあった部分には誠意を持ってお答えをしたい。もし議長におかれましてご判断をいただいて、それは下北医療センターの問題であるというふうな部分がありましたら、ご制止いただければと、こう思います。

まず、先ほどは答弁漏れが1つございまして、申しわけございませんでした。公募、これは当初むつ下北医師会と交渉をいたしました。これのき

っかけは何かと申しますと、やはりむつ下北医師会の先生方ですと、フェース・ツー・フェースの関係がこのむつ下北にはあるということ、これがまず基本でした。そういうことで、むつ下北医師会の会長さんと協議をさせていただいて、医師会の組織として、社団法人むつ下北医師会としてお引き受けできないだろうかというふうな形で進めさせてまいりました。それが不調に終わり、その後、ではむつ下北医師会に所属する医療法人で公募をお願いしたいということでございます。仮にその部分で公募がない場合どうするのかというふうなお尋ねでございますけれども、私はあくまでも今公募のほうに何とか手を挙げていただく医療法人があるものという想定をしております。もしそれがかなわなければ、今度はさまざまな形の中で基本にあるフェース・ツー・フェースのドクターと患者さん、その部分を少し離れてくる懸念がある形の公募のあり方もまた一つの視野として入れていかなければいけないのではないかなど。しかしながら、それはできるだけ排除したいと。むつ下北医師会においては、非常にむつ市の、そして下北のこの住民の保健、医療について、さまざまな部分でご協力いただいております。その部分で何とかその医師会に所属する法人の方が手を挙げていただくようにしていただきたいと、こういうふうに思っています。今それがなければということ、まだ想定はしておりませんが、仮になければ、また違う形の公募というふうなことも考えざるを得ないのではないかなど。

それはなぜかと申しますと、やはり地域の医療を守るということと、不良債務をここで断ち切らなければいけないという2つの大きな要因がございます。そういうことで、その指定管理を今目指しているわけでありまして、この指定管理を目指すという一つの大きな理由は、大畑診療所在り方検討委員会というところにこちらからお願いをい

たしまして、協議をしていただいた、その答申にほぼ合致するような、100%とは言いませんけれども、それにかなり近いところでの今の私どもとしてはベストの案であるというふうなことで、今議案として、その2階の部分をご提案をさせていただいた次第でございます。ご理解をいただければと思います。

そしてまた、現在の常勤配置になっているドクターの、その意向は聞いているのか、そしてその行方は、処遇はどうかというふうなことでございますけれども、これはご本人とも私は再三お会いいたしました。そして、その意向もお聞きいたしております。その中での判断であるというふうなことでございます。

また、そのドクターのむつ下北に対する、その医療に対する思い、私は本当にこれは大切であるし、大事にしていきたいという思いでございますので、今後指定管理になった暁というふうな段階では、ゆっくりとまたそのドクターと先生とお話をさせていただき、その思いがしっかりと果たせるような形の中でご意向を十分反映した中で私は対応していきたいと、こういうふうに思うところであります。

以上であります。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（目時睦男） 今市長から答弁をいただいたわけですが、先ほど言いましたように、現在の医師先生の、ドクターの、私の調査による意向と、今市長が言った部分との違いがあります。市長自らも赴いていただいて意向を聞きに来ていただいたと、このことは聞いております。そういう中で常勤医師は、この1年間で自分なりにも精いっぱいやってきたと、在宅医療も頑張ってきたと。ただ、そういう中でむつ総合病院からの医師の応援についても、率直に言って潤沢ではなかったと、このことが1つにはある中で、通院の患者も外来

患者も若干そういう面から減っているということはあるにしても、自分なりには精いっぱいやってきているし、我々の認識でいいますと、地域の住民の方々からの評判も大変喜ばしい評判をいただいていると私自身感じております。

こういう中で思いをして、そして我がふるさとに骨を埋めようという思いを強くして来ていただいているこの今の医師を、ここを大事にしていかなければならないだろうと私は思うのです。そういう医師の意向を伝えた中で、市長からは、しかし不良債務が24億円というこの解消に向かうのは行政のトップとして責務がある、こういうことと言われたのは事実だと。赤字を解消する部分については、私は否定はしません。しかし、一方で地域の医療に渾身を込めて頑張っていただいている医師という、医師のスタッフの意向という部分についても、これまた大事にしていかなければならないだろうと思うのであります。そういう面から、私はこの条例案を上程するに当たって、この条例案を施行していく状況の中で、現在の常勤医師の、そういう思いを持って来ていただいた常勤医師の意向というものについては、十二分に私は処遇していかねば、これにこたえることはできないだろうという思いを強くしているのです。そういう面で、再度市長から、その思いに対しての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、この議案が上程される前にこういうふうな方向で2階部分を介護、各議員に配布された後でございます。上程は本会議でございますけれども、その本会議で正式に上程される前に現在いるドクターにこういう方向で進めさせていただきたいというふうなお話も私は誠意を持ってお話をさせていただいたつもりでございます。

そして、この部分についても、これは開設者で

ある管理者の考えということは尊重しなければいけないというお話も承りました。そこで、先ほど目時議員がお尋ねの中で、医師の応援、潤沢でなかったというふうなお話でしたが、これはまさしく医師不足がなせるわざでございます。むつ総合病院のほうでしっかりと医師が100%充足していると、またそれ以上にしっかりとした体制があると、医師が確保されているというふうなことであれば、その部分においては、もっとも潤沢な応援体制ができたかもしれませんが、むつ総合病院の体制の中で今でできる限りのことはやらせていただいたつもりでございます。整形のほうの部分でも患者さん百数十人という非常に多いということも聞いております。さらに地域医療診療課でしたか、そちらのほうからの訪問診療、そういう部分も配置をしておりますし、決してないがしろにした形の中で応援体制をとってきたというふうなことは私は認識しておりませんし、今まで精いっぱいやってきているということをご認識をいただきたいと、こう思います。

私も今目時議員お話しのとおり、現在いるドクターの意向は十分踏まえて、今後仮に指定管理となった場合でも、下北に対する思い、骨を埋めるというふうなお話でしたが、ここで育って、ドクターの道を進み、平川、そしてさまざまな部分でそういうふうなことで医療を磨き、そして医療にその思い、地域に対する思いを私は十分大切にしたいと、これだけはお話をさせていただきたいと。十分に今後誠意を持ってお話、何回も会ってお話を聞き、ご意向を聞き、ご意向が反映できるような形をとっていききたいと、こういうふうに思うところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 大きく言って1点だけお聞きしたいと思います。

今までもこういう介護老人保健施設というふうになった経過はそれなりに保健福祉部長が先ほど国のほうからいろいろ提案があって、あとむつ総合病院のほうからも提案があったというふうなことは聞きましたが、私が聞きたいのは、やはりこの地域住民の意見が十分酌み上げられてきたか、また住民にきちっとフィードバックして、また酌み上げて、またフィードバックして、そういうふうな形でこういう形になったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

先ほど市長が地域診療審議会ですか、何かそこら辺の意見を十分酌み上げたものかどうかというふうな話があったけれども、再度という観点でフィードバックして、また酌み上げて、またフィードバックして酌み上げたというふうな形のものがきちっとなされてきたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成19年3月26日に一部事務組合下北医療センター管理者杉山肅様ということで、大畑診療所の在り方検討委員会委員長松本良一様から答申書をいただいております。

各界各層の方々の代表者の方々10名という形で、大畑診療所のあり方、この部分の答申がなされております。内容は、このままでは入院はおろか、外来診療すら維持できない状況を迎えようとしていると。そういうことから始まり、もし入院を含めて、本施設の運営を民間に引き受けていただくことができれば、医療確保と経営健全化が同時に達成できることから、本施設の置かれた状況を考えれば、ほぼ理想的とも言える状況であると。

これは何を指しているのかといいますと、県外でも夕張市立総合病院で4月から指定管理者が決定、さらに京都府福知山市と合併した旧大江町、町立大江病院の指定管理者と、こういうことを前提といたしまして、答申となされているところがあります。今後指定管理者制度導入等も視野に入れた運営体制の見直しを検討されたいと。ただし、最低限現在の医療体制を維持した施設として活用されたいというふうな、大まかなこれが答申書の内容でございます。これに100%とは言えないまでも、私といたしましては、まずこの部分では本議会に上程をさせていただきました、その議案第55号によって、2階の部分がその小規模介護老人保健施設というふうなことになりますと、一体的な形で29床を使い、そして10床は入院、下で医療という形、こういうものが達成されるという思いを今いたしているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど来現在のドクターの処遇についてというふうなことは、誠意を持って私は当たっていきたく、こう思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） その点については、そのとおりだろうと、大畑診療所在り方検討委員会の結果は。ただ、今市長は多分、大畑地区にも行っているのかわかりませんが、おでかけ市長室というのをあちこちでやっていると思うのです。そういう意味で大畑地域では大畑診療所についての意見というのはあったのかどうか。また、大畑地域は何回くらいおでかけ市長室やったものか、やっぱりそこら辺できちっと住民の意見というのはそれなりになかったのかどうかということと、ちょっと今までの答弁で気になるところが、不良債務とか赤字の脱却というのがまたちらちら出てくるのでありますが、そのために指定管理というこ

とでありますけれども、私としてはやっぱりできるだけ直営というのは追求するべきではないかなというふうに思ひます。私も下北医療センター議会の議員をやってきたので、大畑診療所の経営の状況はよくわかります。よくわかるというのは、私は民間の診療所に勤めていたこともあるので、それと比べればかなり人件費の面で、何でこんなに人がいるのかなというふうなところとか、かなり見受けて、それはかなり指摘してきました。例えば薬剤師が、診療所は必要なのに2人いるとか、レントゲン技師が2人いるとか、例えば事務員が、公務員、事務の方が3人いるのに全部診療報酬の請求事務は.....済みません、中身に入ってしまったが、そういう外部委託しているとか、かなり無駄なところが多くあって、私は指摘してきましたのですが、やっぱりそこら辺をしっかりと見直し、先ほど暖房の設備もそれなりに見直しをすれば、きちっと経費削減もできるというふうなことを言っておりましたから、その赤字という点では、やっぱりそこら辺できちっと対応できるものではないかなというふうに思ひます。だから、もうぼつと指定管理ではなくて、なるべく直営をやっぱり追求するというのが大畑診療所在り方検討委員会でも住民の声ではないかなというふうに思ひますので、そこら辺の声もなかったかどうか、また赤字という表現をするので、やっぱりそこら辺の努力がまず先ではないかなという点でちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） おでかけ市長室等々で市民の声を聞いたのかと。まず大畑地区では1回行いました。各町内会長さん方、また各種団体の長の方々、代表者の方々とお話をさせていただきました。その際も大畑診療所のあり方についてご意見を賜りました。医師の配置を何とかできないだろうか、病院に戻すことはできないだろうか、こう

いうふうなお話、具体的にございました。しかしながら、やはりこの再編計画の中で肅々とこれは、平成15年9月の段階で提示された再編計画をしっかりとこれをつくっていく中で、下北医療圏をつくり上げ、そして医療を守っていかなければいけないというふうなことでお話をさせていただきました。

その部分で、ならばこの案をどういう形でということかと思えますけれども、実はこの上程されてから、この大畑診療所在り方検討委員会のお二人ほどの方と、たまたまの会合の席でお会いいたしました。そしてまた、そのおでかけ市長室で私に対しての大畑診療所のあり方についてのご提言をしていただいた方ともお会いいたしました。その際お話をさせていただきました。そのときに、こういう形で、このスキームでやっていきたいと。そのためには、今むつ市議会に上程していた部分、この部分を何とか議員各位からご理解をさせていただいて、そしてまた次の段階に指定管理の段階に入っていきたいというふうなお話をさせていただきましたら、それだったら医療も守れるし、そういうベッドの有効活用もできるというふうなことで、私なりにそのお三方は喜んでいただいたというふうな認識をしておりますし、実際喜んでいただようでございます。

そしてまた、直営を追求するべきではないかということでございますけれども、まさしく気持ちはそうでありますけれども、医師の配置、そしてまた今横垣議員がご指摘のとおり、そういうふうな部分がやはりあるわけでございますので、その部分においては民間的な発想、そして指定管理の中で民間の形の中でやっていくというふうな形、そして医療も守れるのだと。そして、ここで赤字不良債務を断ち切ることができるのだというふうな状況を今皆様方にご審議をいただいて、最終的なベストの形であると、私はこういうふうな思い

で今上程をさせていただいてご審議をいただいているということでご理解をいただければなと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長のほうでもなるべく直営を追求するのがベストだという表現がありましたので、ぜひその点で取り組んでいただければなというふうに思います。

その点について、では再度お聞きしたいのですが、私はこういうふうに、ぱっと指定管理しますよということを出すのではなくて、やっぱり直営で努力をするという形での提案がまず先にあるべきではないかなということをお聞きしたいと思えます。最初もう大畑地区の住民はきちっと病院診療所、確かな診療所としてずっと残ってほしいと。指定管理になれば、例えば赤字になってしまえばもうたたむということになってしまうわけでしょう。そういうものになるのです、当然赤字で続ける民間の方はいませんから。だから不安だと思います、住民にとっては、いつ閉鎖するか。これは、市から手が離れるから、指定管理の方が引き揚げる、ではもうしょうがない。住民の意見がまた全然組み入れられなくなってしまいますから。だから、そういう形でなるべく直営というのを追求するというのが先ではないかなということを再度市長のほうにお聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 直営を目指した結果がこういうふうな形の中で累積赤字、不良債務がふえているということのご認識を持っていただく、それは先ほど横垣議員がご指摘のとおりでございます。そういう部分があるわけでございますので、何としても医療を守り、そして不良債務をここで断ち切らなければ、現実にはむつ総合病院が不良債務がもうあと12億円ちょっとになりました。ところが、なかなか医療機器の更新なんかもできない

状況にあるのです。それはなぜかという、下北医療センター全体の中で債務が膨れ上がってきていると。むつ総合病院は下がってきているのだけれども、周りで膨れ上がっているために起債の制限がかけられていると。そういう部分で、中核病院であるむつ総合病院もしっかりと守らなければいけない、医療も守らなければいけない、そして不良債務もここでしっかりと断ち切って、そしてこの診療所の再建、下北医療センターの再建に立ち向かっていかなければいけないと、そのための2階のこの部分でございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） この件には、先般10日の全員協議会でも質疑をさせていただきました。建物及び組織機構といいますか、こうしたものについて、非常に大きな改編を伴う今回の条例案でございますので、議長におかれましては、下北医療センターに及ぶ内容もあろうかと思いますが、お許しをいただいて、市長には可能な限りのご答弁をお願い申し上げます。

10日の私の質疑に対しまして、いわゆる大畑診療所在り方検討委員会で協議した結果に基づいて今回の条例案を提案したというようなことございまして、改めて地域住民の意見を聞く機会は設けないというふうなご答弁でした。そしてまた、2階部分の一部を介護施設にする、そして現在の常勤医師の理解は得られていると、大体こういう内容の答弁でございました。そしてまた、指定管理の相手方はむつ下北医師会のメンバーの医療法人というふうな内容でございました。きょうもいろいろ議論になってございますが、この3年余り大畑地区の人たちは、直営で病院に戻すというよ

うな願いがずっとあったわけで、それが困難なことで、今市長が言われたように、大畑診療所在り方検討委員会の100%に近い案だというふうなことでございます。

そこで、この医療のレベルは現在の診療所との比較の中でどういうことになるのか。例えば診療科は何科になるのか、あるいは常勤医師が何人で、派遣医師が何人、指定管理になった場合、そういうことを想定しているのか。

そしてまた、指定管理者が運営するうえで不足な部分については下北医療センターからの派遣ということも踏まえているのか。

それから、恐らく赤字解消が目ざらうと、こう思うのですが、例えば指定管理に移行した場合に、いわゆる単年度赤字がどの程度圧縮されるのか。そして、指定管理者がなかった場合、あるいはその途中で撤退された場合、その後再度直営というのも考えられるのか。そして、現在のドクターのこの医師のことについて、先ほど来いろいろ議論されておりますけれども、市長はこれからも誠意を持って対応していくというようなお答えでございましたが、今議案が議会にかかった段階で、完全にまだこの医師の、ドクターの理解が得られていないとすれば、今後のセンターの医師確保について影響がないのか、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員にお答えいたします。

医療のレベルというふうなことでございますけれども、最低現行のレベルは守ります。今現在むつ総合病院のほうから整形のドクターが週1回ということで、たしか1日140人かそのくらいの患者さんがあるということでございますので、仮に指定管理を受ける医療法人が整形をやらないということでも、むつ総合病院のほうからの派遣とい

うことは考えるべきであると、こういうふうに思います。この具体的な診療科ということは、基本的に内科等になろうと思います。

医師派遣については、当然今の医療を守るということでございますので、医療水準を守るということでございますので、むつ総合病院からの訪問診療、そういう部分だとか、さまざまな部分での協力体制はしっかりとっていかなければいけないと、こう思います。

指定管理料、これは単年度赤字というふうなことで、どうなっていくのかというふうなことでございますけれども、指定管理者、指定管理を受けた医療法人の中で、その収入の中でやっていただくというふうなことでございますので、特別のことがない限りむつ市のほうでの補てんということ、甲乙協議の中でということになりますけれども、例えば改修の部分だとか医療機器の部分、そういうふうなもので、必要がある部分はそれなりの対応をしなければいけないと思いますけれども、これは今後議会の部分が決まり、そして下北医療センターの協議の中で明らかにしていくべきものだと、こういうふう思います。再度直営ということは考えられないと思います。

この3年間の中で医療の公立病院改革プランというものが今策定が求められております。基本的に各施設は3年以内に経常黒字にすることが求められているということでございます。そういうかなり厳しいハードルがございます。その中でもやっぱりしっかりと果たしていかなければいけないし、その後のことはやはり指定管理を受けた医療法人との中でしっかりと協定を結び、そして安定した形の中で医療を守っていただくと、これに努めていくのが私の立場であると、こういうふう認識しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 1つ答弁漏れありますね。今の現在のドクターの医師の現段階での市長の答弁ですけれども、今後も誠意を持って協議あるいは理解を求めていくというふうなニュアンスの答弁がずっと続いておりますけれども、そうではなくて、議案が出た今、まだそういう状況なのかというような、この点でございます。

そして、今後指定管理の協定を結ぶ際に、その必要な機器については今後もその医療法人と協議していくのだというような答弁でございましたけれども、これは現在ある医療機器で足りないのだと。例えばCTスキャンあるけれども、MRI欲しいのだというふうになった場合に、そういう交渉になるのか。いわゆる機器の整備というのは何なのかお尋ねします。

そしてまた、恐らく厚生労働省の圧力があって、赤字解消計画のうえで再度直営はもうないのだというようなご答弁でございました。恐らくそれ以上の答弁返ってこないと思いますけれども、非常に指定管理制度を導入することについて、地元の人たちは心配だろうと、こう思います。この2点について。

先ほど不足であれば、センターのほうから医師の派遣もあるのだというようなご答弁でございました。では、機器の部分と医師の意思のあたりの答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、現在のドクターの今後のことというふうなことでございますけれども、ドクターとは先ほど答弁を申し上げましたように、開設者である管理者の意向をはかると、理解をしていただいたというふうに私も認識しておりますし、そのときのしっかりした会話の内容も私把握しております。ただし、それはドクターからのお話でございますし、私もやはりそうあるべきだと思いますけれども、指定管理の段階でしっ

かりとこれは考えていかなければいけないと。それが決した段階でなければ、やはり最優先されるものはこの場所での2階の部分の御議決でございますし、また下北医療センター議会というふうなことで提案をさせていただいて、それを審議を受け、そして議決をいただいた後ということになりますので、この段階で拙速主義のもとで、この後どうなっていくということはなかなかお話しはご本人とすることもできませんし、しっかりと私は議会に対しての説明を果たし、御議決をいただいて、その後誠意をもって当たっていくと、交渉を、お話を進めさせていただくというふうな基本精神でございます。

それから、機器の整備ということでございますけれども、これは公募要件等々にうたわれて、そしてその相手方との協議の中になりますけれども、今現在大畑診療所にしてもCTとか、そういうふうなものがあるかなしかも、ちょっと私は今承知しておりません。しかしながら、大型の器械、そういうものについては、むつ総合病院の中で対応ができるのではないかと、こういう思いを今いたしているところでもありますので、その意味からして、大畑診療所の診療所としての機能、それを充実させていくというふうなことでご理解をいただけるものと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） ただいまの市長答弁に補足させていただきます。

医療機器に関しましては、保健所を訪ねて指導を仰いでまいりましたところ、老健施設と医療施設は別のもので考えていただきたいと。でありますから、大畑診療所には老健施設がございませんので、その分の設備、備品等については整備しなければならぬものと、いわゆる経費の負担を考えていかなければならぬものと考えております。

す。これについては、むつりハビリテーション病院に委託しているものと同様な扱いで対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番川端一義議員。

（12番 川端一義議員登壇）

○12番（川端一義） 二、三お尋ねさせていただきます。

まず、保健福祉部長にお尋ねしますが、これまでの答弁で、きちんと明らかに理解できない部分がありました。医療法人に委託をする、その理由について、いわゆる福祉部門と医療部門と一緒に委託したいという、この理由についてきちんと明らかに理解できない範囲でないかなと思いますので、詳しくひとつお知らせをいただきたい。願わくば地元の者としては、地域の者としては、福祉部門は福祉部門で指定管理募集してほしい、公募してほしい。医療体制は少なくとも現状維持の体制をつくってほしい、こういう願いであります。だけれども、これまでの議論を聞いておりますと、一括して、言うなれば公募しないとというニュアンスが根本があるようであります。この辺をまず詳しくお尋ねをいたします。

若干これまでの議論に触れさせていただきますが、非常に残念であります。宮下市長就任以前に既に大畑病院が診療所になり、診療所が先ほど宮下市長から答弁ありましたように、大畑診療所在り方検討委員会等で残念ながら地域の者がそういう答申を出しております。言うなれば、医療問題について、病院問題について、この維持ができないとか、今後についても難しいとかという言葉まで使って答申をしているのであります。果たしてその10人の方々が、松本委員長を中心とする10人の方々が医療問題について、行政問題についてど

れほどの詳しい立場におありであったでありましたか。私考えるには、一般の地域市民であります。ある意味では、専門分野は違った分野であろうと思うのです。その方々がなぜ前途を決めつけて、大畑病院では成り立ちません、診療所では成り立ちません、将来は指定管理者でようございませうという答申を出しているのです。地域の私としては残念であり、情けなくもあり、したがってこの点について地域の私としては市長を、もしくは病院管理者を、もしくはそれに携わる市当局の皆さんをしかるわけにはいきません。なぜならば、地域の者だからであります。非常に残念であります、そういう答申が既に出て、そういう方向で動いているという情けないことは前提であります、方向性を受け入れざるを得ない。

ただ、救われますことは、宮下市長の先ほどの答弁であります。少なくとも今の医療水準を保ちたい、願わくばぜひレベルを保ちたい、こういう答弁でございました。訪問看護にしる、言うなればむつ総合病院からの支援にしる、ひとつそういう現在の医療レベルを下げない努力をくれぐれもぜひお願いをしたいと思いますが、まず第1にお願いを申し上げましたように、29床の介護ベッドでなければならない、一緒になければならないその発注の意味をお知らせをいただきたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川端一義議員の2つのお尋ね、2つ目はご意見承ったというふうに思います。しっかりと現在の医療水準を守り、そしてむつ総合病院の応援体制、これをしっかりと私はとって、その形に進んでいきたいなと、こう思いますので、ご理解をいただきたい、ご協力もまたいただきたいと、こう思います。

その1点目のこの医療と介護という部分のことについてお話をさせていただきますけれども、まず下北医療センターのほうでは、病院、診療所の

医療の管理運営ということで下北医療センターの規約がございまして、その部分において、まず2階の部分、これは下北医療センターの建物でございます。そして、議決をいただいた後にむつ市に行政財産の貸し付けを行い、そしてむつ市から指定管理者へという流れになっていきます。そして、1階と2階を、これを分けてというお話がございましたけれども、一体管理としたこの理由は、介護老人保健施設は基本的に医師配置が必要であります、診療所に併設する介護老人保健施設の場合、特例により当該診療所医師が介護老人保健施設の医師を兼務できるということでございますので、医師がいなければ介護老人保健施設は運営できないことから、この特例措置の意味というふうなことは極めて大きく、この部分において私どもはその考え方をとった次第でございます。

担当部長から、より詳しくご説明申し上げます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 川端一義議員のお尋ねにお答えいたしたいと思えます。

今市長がお話しされたとおり、診療所から老健に移した場合の医師の不必要、これは29床に限り、小規模介護老人保健事業に限り29床までだと、30床を超えてしまうと、医師を配置しなければならないという、これが厚生労働省のうまい話でございまして、私どもそれを利用するに至ったわけでございますけれども、診療所が29床以下の老健施設をつくった場合には医師も要りませんよ、先ほど説明したように、看護師も栄養士も理学療法士も要りませんと。ただし、施設に入所している方が不満がないようにしなければならない。不満があるようであれば人的配置をなさいよというお話をさせていただきます。

なぜ福祉と医療と別々に発注しないのかと、医療法人に全部任せてしまうのかと。それがさっきの話に戻るわけでございます、新たに福祉に発

注いたしますと、医師がいなければならない。診療所がそのまま老健を経営する場合については、その医師がつくわけでございますので、新たにつくった老健には医師の配置が必要ないということなわけでございます。

そういうことを我々考えまして29床。そういうときに、医師会のいろいろな方とお話をしている中に、病院やって看護師がいて、診療所をやって看護師がいて、29床でやっても看護師の増員、事務員の増員、専門職の張りつけが必要ないというのであれば、では少しでも人数をふやして病院やったほうが、これはもうかるのではないかというふうな話から医師の方々、いろんな方々とお話している中で、入院病床を10床設けても29床と合わせて経営していく。人的コストがそんなにかからないのではないかということから、この10床をプラスした中で委託しても、医師会の中ではやる法人が出てくるのではないかというアイデアをいただきましたので、そういうことから10床ということ。

それともう一つ、医療と福祉を分けてしまうと、医師が2人の配置にならなければならないということになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（川端一義） 今後の運営についての採算ベースをという、そのための体制をということの意味では、一つの案として十分理解できます。その案を選ぶ方向もあるでしょう。

ひとつそのうえで聞きたいのでありますが、先ほど言いましたように、老健施設であれば医師の配置が必要でしょうし、例えば既設の福祉法人がございまして、いろんな団体がございまして、こういった方々が介護老人保健施設ではなくて、言うなれば特別養護老人ホーム等々の許可を得る今日条件にないのかどうか。例えばいろんな福祉法人あ

りますが、大畑地区であれば、例えば三恵会さんありますが、こうした延寿園を経営している三恵会さんが、例えばプラスして老人ホームを増設の意味、言葉はちょっとわかりませんが、離れていてもという意味ですが、そういうことで経営できる現在のこの法的環境にあるかないか、その辺情報を得ていましたら、ひとつお聞かせいただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川端一義議員にお答えいたします。

基本的には、医療を診療所でやっていくというふうな部分でございます。私は、医師会との交渉の中では、2階から1階ではなくて、あくまでも基本は地区の地域の住民の方々の方々の医療を守りたいと、それからまずスタートしたわけでございます。その意味からして、まず基本的に1階を指定管理していただき、そしてその中で今ほど部長が答弁をいたしましたように、29床であれば、その小規模介護老人保健施設ができる。その中で今度は、採算ベースという話をいたしましたけれども、決して採算ベースだけではなくて、この医療を守るというふうな基本線の中で2階部分で10床の入院ベッドも確保できるというふうなことでございまして、若干イメージが違う答弁になったかと思っておりますけれども、その部分でまずご理解をいただければなと、こう思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） いわゆる特養施設、それから老健施設、特養施設については、医師を委託して、それぞれ自分たちの施設の中にお医者さんを委託して施設内の医療を保っております。

老健施設については、はまなす苑であればお医者さんもおられますし、それからシルバーケアセン

ターについても先生がいらっしゃいます。そういうふうな形で先生が中に入って、入所されている方を診ております。

以上です。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（川端一義） その意味はわかるのですが、お尋ねしたのは、今委託しようとしている、これを分離した場合、上なら上の福祉施設を、想定する施設を分離して発注できないか。例えば老健施設、介護施設であればそういうふうになります。診療所でないとだめだということになります。福祉法人がその分野を受ける、言うなれば介護施設ではなくてホームとして、その受ける条件下にあるとすれば、その道もあるのではないか。診療所を受託しようとする立場の人のことを考えて、言うなれば採算ベースに合わせようとする、これはこれで、そうでないと市で持ち出しがあるわけですから、その点で考えるのも、これは無理からぬことであります。それが一案だということは私もよくわかります。必要であれば、その案を進めるしかないだろうとも思います。

ただ、もう一つの方法があるとすれば、こういう場合はどうかという意味で、そういう環境下はないか。つまり増設、増床、離れた場合でも。その老人福祉施設に対する、老人ホームに対する増床、増設等の許可の状況下に法的なり厚生労働省等の環境なりがあるかないかというのをお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 今のお尋ね、先ほどは大変失礼しました。

新しい福祉施設を増床でつくった場合、今の29床を診療所と一緒に合わせた場合の大体の収入を29人の入所者で積算したところ、9,600万円の収入があると。29床であれば、お医者さんを配置して、職員を配置して理学療法士、作業療法士、

栄養士を採用すると赤字になってしまいます。それがいわゆる厚生労働省のうまい話で、診療所を経営する者は、老健をやっても経営は十分、そういう人的配置がダブっても大丈夫だからいいですよ。新たに増床した場合は、今の厚生労働省の基準から外れてしまいます。新たに老健施設をつくりますよというのは、今の厚生労働省では診療所が老健施設をつくる場合はこういう状況でいいですよ。ただ、改めて大畑診療所の中の60あるベッドを増床して老健施設をつくった場合には、今の厚生労働省の基準からは外れます。医者を配置して、職員を配置して、普通の老健施設として対応していかなければならないということになりますので、ご理解賜りたいと思います。

（「議長、ちょっと質問の趣旨と全然かけ離れているので、もう一回お許しただけませんか」の声あり）

○議長（村中徹也） 許可いたします。12番。

○12番（川端一義） ありがとうございます。

例えば福祉法人三恵会さんが延寿園という特別養護老人ホームを運営しています。こういった団体が市内に何カ所かあります。こういった方々が、今それぞれの何床のベッドを抱えておりますが、こういった方々がその大畑診療所の2階なら2階を30であれ40であれ受けたいとすれば、そういう環境に法的にも全然そういう環境にないのかと。あるのであれば、むしろ分離発注していただいて、大いに地域の者なり、意欲のある人がそういう施設を、増床という言葉を使っていいのかどうかわかりませんが、今あるのにプラスしてできる厚生労働省なりの環境にあるのかないのか、この辺を。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 先ほどから説明しておりますように、診療所が経営している場合には厚生労働省の許可はいいですよ、延寿園さんとか

そういう施設が中に60床やりますよという場合については、そういう厚生労働省の基準の中には合っていないと、できないということです。お医者さんと、それからもう一つ、いわゆる計画的な診療所入所者の数を制限していかなければなりませんので、そういう中において、今の小規模の29床に限りは許可をいたしますけれども、他の施設がそれを利用してやるということについては、改めて市から承諾書ももらって県に協議して国でやらなければならないということでございます。どうも失礼しました。

○議長（村中徹也） これで川端一義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。18番山本留義議員。

（18番 山本留義議員登壇）

○18番（山本留義） 三恵会の利益のためにお尋ねするわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

先ほど市長から大畑診療所のほうに指定管理するのだけれども、整形ほか医師の派遣があると伺いました。指定管理してそういうことができるのかどうか、私も勉強不足で、それは市長のお答えを聞きたいのですけれども。

もう一つ、大畑診療所がここに至っているのは、19床の入院病床を設置するためには医者が3人いなければならないということを杉山前市長が話していました。しかしながら、今計画しているのは、29床の老健施設をつくりながら、10床の入院病棟を置くと。私は医師を何人置くのかわからないけれども、実質的に医師が1人だとすれば、果たしてそれができるのかなと。19床で3人いなければならない、10床で1人でいいのか。すごく私その辺では疑問を抱くものでございまして、その辺の医師の配置を含めた答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 山本議員にお答えいたしま

す。

ドクターの派遣はできるのかと、指定管理になった場合というふうなことでありますけれども、これは当然できると。これは、当然また費用の分担、そういう部分については下北医療センターと相手側甲乙協議の中で費用負担の割合というふうなことを協議をしつつやっていくと。ですから、先ほど来お話をしておりますように、整形の非常に需要が多ございますので、その部分の配置だとか訪問看護、そういうふうな部分でのバックアップ体制はとれると、とっていくということでございます。

指定管理を受けた場合のドクターは不足でないのかというふうなことでございますけれども、それは指定管理を受ける公募の段階でそれらについては当然協議をして、できるという形の中で公募に手を挙げ、その中で選定されるわけでございますので、その部分も当然視野に入れた中での公募ということになります。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 私は、大畑診療所が今キーになっているのは、1番が医師の充足の問題、2番目には赤字を出し続けるのが今のむつ市にあっては困るという形で、ただそういう経営をすれば、果たして市長が思っているような赤字回避につながるのか私は疑念を持つものなのであります。というのは、指定管理して内科医が行くのかかわらないけれども、1人で行くのであれば、それなりことは考えられるのだけれども、これからその今までの医療を守るということからいけば、果たしてむつ総合病院から派遣するのかどうかはわからないけれども、その辺の経費を考えたときに、市長の思いのその赤字が解消できるのかどうか疑念でありまして、そこら辺もし考えがありましたら答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 指定管理料のまずあり方がやっぱり一番基本になると思います。指定管理料は、今ずっとこれまでお話をさせていただきまして、大畑診療所に新たな不良債務を発生させたくないというふうな思い、これが第二義です。第一義には、医療を守るということでございます。例えば夕張市の診療所及び介護老人保健施設の指定管理料ありますけれども、それと同様に人件費、建物維持管理費などの指定管理に要する費用はすべて利用料金、つまりその診療所で得た収入の中で賄っていくというふうな契約になります。ですから、今後むつ市のほうから赤字の補てんというものは現在のところ想定はしておりません。

また、先ほど来ちょっとお話ししましたけれども、医療機器の部分、また改修の部分、そういうふうな部分ではやはり配慮をしなければいけないだろうと、こんな思いで提案し、公募、そして契約に至りたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 本当にそういう意味での赤字が出なければいいなと、私もそう思います。本当に大畑地区の今までの医療を守りながら赤字を解消できればいいなと思うのですけれども、今医師が1人むつ総合病院から整形の応援に行っていると。今先生が1人でも1億数千万円の赤字が出ているとされているのですけれども、果たしてそれを入院病棟を置きながら1人でできるとすればいいけれども、そういう意味で医師が何人も必要であれば、今まで、今の医師がどういう形の中で経営して赤字を出して、指定管理した医師がどういう計算をして赤字を出さないか、私不思議なのです。その辺は問いませんが、とにかく大畑地区の医療をきちんと守りながら、大畑地区住民の要望にこたえながら、そういう考えでやってほ

しいなと要望して終わります。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） まず第1点として、6条についてお聞きいたしますけれども、6条で「施設の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせる」とあります。この規定ですと、この条例が通りますと、市長にフリーハンドが与えられますけれども、もしこれにただし書きとして議会の監視権をつけるために、議会の出席議員の過半数の同意を必要とするとした場合に、市長の業務にどのような不都合が生ずるのかをお聞きしたい。

第2点といたしましては、今までの話を聞いていますと、最悪のシナリオが頭に浮かぶのですけれども、それを覚悟のうえかということをお聞きしたいと思います。

まず、この指定管理者制度の条例が通りますと、今勤務している医師がやめる。ところが、指定管理者制度はうまく始まる。ところが、指定管理者制度の経営がうまくいなくて、そこで指定管理者制度が終わる。そうすると、医療はどうなるのかということがありますけれども、その最悪のシナリオを覚悟のうえの条例案の提案かということをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 6条につきましては、これがまず条例として御議決いただきました後に指定管理、具体的な形で、例えばA医療法人ということになりますと、またこちらのほうでの議決になりますので、この部分は議会での監視権は十分発揮されると、こういうふうにあります。

また、最悪のシナリオというふうなことで、それは新谷泰造議員が最悪のシナリオを考えており

ますけれども、私は決してそういうことにならないように今懸命に努力をしているところであります。最悪のシナリオは、私は考えておりません。最良のシナリオで、今ベストの対応であるというふうに上程をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 市長の努力によってうまくいけば、大畑の市民の方も我々も喜ばしいのですが、もし最悪のシナリオになった場合の対策はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ベストの、私なりに、また部局、また北北医療センター、その中で考えられ得るベストの部分、この部分を今上程させていただいておまして、最悪のシナリオは考えておりません。ベストに向かって突き進むだけでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで午後3時35分まで暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

議案第56号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第57号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第58号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第59号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

これは、軽減というふうな文言があるのですが、なぜこういうふうな軽減ということになったのかと、次が平成19年度でよろしいので、この地域生活支援事業の利用者は何人ぐらいいて、利用料の総額はどのくらいだったのか。そして、今回のこの条例が通ることによって軽減額が大体総額どのくらいになるのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

本来むつ市地域生活支援事業利用料条例というものがございまして、その特例といたしまして、所得で基準を分けてございます。この中で障害者一般で所得割額が28万円以上あった方については16万円までの所得割額の方を下げしております。これが月額利用料3万7,200円になっているもの。それから、もう一つが9,300円を上限にしていたものが4,600円まで下げました。それと、6,150円を上限にしていたものが3,000円になりましたと。3,750円を利用料の上限としていたものを1,500円に下げたと、これが4段階で国の施策のもとに額

を下げたものがこの要旨でございます。

この総額が幾らになったのかというふうなことについては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど議員にご説明いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第60号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第61号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第62号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第62号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 4点ほどお願いします。

これは、市営住宅の明け渡しということの訴えであります。この訴えを起こして、解決はいつごろと考えられるものでしょうか。

そしてまた、結局解決するまでは新たに入居というのはできないということなのでしょうか。

また、ここの市営住宅へ希望する入居希望者は何人いるのでしょうか。

もう一点ですが、家財を移すことができないという訴えであります。市の保有する施設に一たんこの家財を移して、例えば入居希望者がいるのであれば入れてやるというふうな対応はできないものかどうか。

以上、お願いします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 4点のお尋ねでございます。

まず1点目の訴えを起こして解決までの期間でございます。これは、本議会で議決をいただきますれば、その後順調に進みましても最低6カ月ぐらいはかかるでしょうということでございます。

2点目の解決するまでに新たな入居はできないかということですが、これにつきましては、市が管理する住宅でありますけれども、あくまでも中にあるものは個人の財産でございます。これを市の職員が勝手に手をつけるわけにはまい

りませんので、新たな入居はできないということになります。

3点目の入居希望者でございますが、本年度5月に1件公募をいたしております。1軒の空き家がありまして、公募いたしましたけれども、そこに入居希望された方はお一人でございました。現在そこに入居されております。

4点目の別の場所に家財を移して対応できなかったかと。これは、私どもも考えましたけれども、やはり先ほどのお答えのとおり、人の財産には手をつけられないということで訴えの提起となったものでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再度確認させていただきます。

ということは、今のところこの住宅に入居を希望している方はいないということよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） まだこの住宅があいておりませんので、公募できないわけなのです。あけば公募して、そのときに複数あれば抽せんという形になって入居が決まるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第63号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第63号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第64号

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第65号

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第66号

○議長(村中徹也) 次は、日程第13 議案第66号

平成20年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

25番 齊藤孝昭議員。

(25番 齊藤孝昭議員登壇)

○25番(齊藤孝昭) 何点が質疑いたします。

まず、民生費のところですが、水質検査用のBOD測定器を更新するための経費を計上するというになっております。備品については当初予算で要望して予算をつけるべきだと思いますが、この時期になぜ追加予算で提案してきたのか、理由をお知らせください。

あわせて民生費になりますが、海の子保育園の延長保育に対する補助ということであります。これもまたなぜこの時期に延長保育の実施のために補助をするのか。この補正が通ると、いつから延長保育が実施されるのか。来年度は、この海の子保育園に対する延長保育がどういうふうになるのかお知らせください。

あとは、来週になりますが、ボートの平成20年度、東北大会がありますが、これに対する補助ということで、議案の審査の最終日が27日になりますので、ボート大会は既に終わっていると思いますが、なぜこの時期に補正をして……

(「きょう」の声あり)

○25番(齊藤孝昭) 失礼しました、きょうですね。きょう可決すると今週の土、日に間に合うということではありますが、スポーツ大会を実施するに当たっての年度計画というのがあると思います。いきなりここで補正ということで20万円追加提案する理由をお知らせください。

また、スポーツの大会で補助金を出す場合の基準がありましたら、それもあわせてお知らせください。

最後になりますが、下北自然の家の管理運営費についてでありますけれども、これも当初予算で

いけば、この490万円は管理費の中に含まれて提案されるものだと思っておりましたが、今回の提案は御飯を食べたりしたものの収入を管理委託の金額に増額補正するというものであります。何でこういうふうなやり方をしたのか、理由をお知らせください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず第1点目のBOD測定器についてでございます。4月16日と17日に河川から採水し、5日後の4月22日と4月23日に水質の測定結果が出ておりますが、このBOD測定機械が4月30日に使用不能となりまして、昭和51年購入で、32年経過していることございまして、修理不可能ということで急遽補正をお願いしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 延長保育の事業費の増額補正についてお答えいたします。

ご提案を申し上げました保育所の委託料の補正でございますが、去る3月3日に海の子保育園より利用者のご要望にこたえ、保育サービスの向上を図るために延長保育事業を実施したいという要望がございまして、この延長保育促進事業は国から補助されるということがあるものですから、3月3日で申請があったものについて4月1日からすぐ補助ができなかったということで、予算の関係で7月から延長保育を実施するというので今回この補正をしたものでございます。

現在の延長保育の補助対象は、近川保育園、並木保育園、現在の海の子保育園と白百合保育園、やっていないのがあすなる保育園だけと、あと公立の保育所がやっていないで、ほかの私立の保育園は延長保育を実施しておりますので、来年も継

続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育委員会に関する部分についてお答えいたします。

まず、東北ポート選手権大会の20万円の予算の件でございますけれども、これは5月6日に協会のほうから補助の申請が上がっております。ただ、5年に1度の東北大会ということで、本来であれば当初予算に計上すべきであったかと思うのですが、ポート協会のほうで申請を忘れておったというふうなことで、この申請になったためにおくれたものでございます。ただ、大会の日程は6月20日から22日までの日程ということでございます。

それから、基準はどのようにしているのかということでございますけれども、一応の目安として、教育委員会の内部、内規といいますか、そういう基準としては、県大会では大体5万円以内、それから東北大会では20万円以内をめどに当該大会等の収支等を勘案して補助をするというふうなスタンスをとっております。

それから、もう一つ、下北自然の家の管理の経費についてでございますけれども、これは宿泊者の食糧費、それから教材等の経費でございます。これも本来は当初予算で計上すべきであったと思います。なぜこのような形になったのかと申しますと、下北自然の家を県から移譲される際に、県と同じような方式で一応運営をしようというふうな計画をしておりました。その際に、県の運営ではこういう実費を徴収するものについては公費を経由していなかったという経緯がございまして、その方式で当初はいこうとしておったのでありますけれども、やはりこれは公金として収受して、収入と費用をきちとした形で予算措置すべきであるというふうな考え方から、今回1年分の目安と

して食糧費、それから役務費、これを予算計上させていただきます。ということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 下北自然の家の部分だけ再質疑します。

雑費とかいろいろさまざまあると思いますが、食事代だけということで考えると、当然むつ市の施設ですから、むつ市の収入になるわけですね。それをその維持管理費の経費に回すというのは、お金のやりとりについては詳しく勉強していないので、わかりませんが、当然市の収入に入るべきだと思います。なのに今の答弁でいくと、下北自然の家の維持管理費のみに計上するというふうな内容ですので、そこのところをもう一度お願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。ちょっと舌足らずで申しわけございませんでした。

6ページのほうに雑入という項目がございます。この中に下北自然の家の食事代外ということで490万円の収入を見込んでおります。したがって、歳入歳出同額の補正ということでお願いしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） まだ下北自然の家は指定管理者制度を導入していませんので、管理団体の収入になる部分は維持管理費に使っていいのかどうかという論議もこれから必要だと思うのです。それで、例えば下北自然の家に収入がありましたと、それは一般財源に繰り込むべきではないかと思えますけれども、今の提案でいくと、下北自然の家で収入になった部分は全部維持管理費に回すというふうな提案でありますので、そこのところがちょっと疑問に思います。もう一度説明をお願いします。

ます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

下北自然の家は、直営でございます。直営でありますから、収入はすべて収入等で受けます。給食の部分は、一部事務を委託しておりますけれども、それはあくまでも委託費として市から払う部分でございます。これは、材料費として市が買ったものは市がこの収入の中から支払うという形になります。要は、支出のほうに盛っています需用費の部分については、食材費でございます。ですから、市が例えば米を買ったり、野菜を買ったり、みそを買ったり、この食材費として購入したものをいわゆる下北自然の家を利用している方に提供します。そのかわりに食事代として収入をいただきますというふうなことです。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番目時睦男議員。

（15番 目時睦男議員登壇）

○15番（目時睦男） 斉藤議員の質疑と関連しますが、別な角度からお聞きしたいと思います。

8ページの第10款教育費、4項の社会教育費のただいまありました下北自然の家の管理費の関係であります。先ほどの説明の中で、補正額490万円の内訳としては食材費と、こういうようなことでわかりましたが、たしかこの下北自然の家の運営については、むつ市教育振興会に業務委託をしているわけで、この食材をどのような形の中で購入を考えているのか。既にもう5月からやっているわけでありましたが、地元の食材を購入するというようなことでやっているのかどうか、その辺の内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

食材については、県立で使っていたものと同じ

に地元から発注をしてございます。

それから、教材等につきましても、同じく地元から発注をして購入しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 1つの点についてだけお願いします。

公害対策費ということで、水質測定器を購入するとありますが、当然水の分析はBODだけではないので、いろんな機器が必要かと思います。そういう意味で、今回購入する機械以外に何かそろえている機械はどういうのがあるのか、できれば今下北半島は原発半島になりつつあるので、放射能測定器などもこういう形でそろえてはいかかなというふうに思いますが、よろしく願います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。前段の部分だけ私からお答えをさせていただきます。

公害対策機器についてお尋ねでございますが、騒音計と振動レベル計、水質検査用の測定機器は、水素イオン濃度測定器、通称pHメーターと溶存酸素測定器DOメーターと先ほどのBOD測定器でございます。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 放射性物質の測定器についてお答えいたします。

当市では、県からの貸与によりまして、ポケット線量計17個及びサーベイメーター、これも放射線を測定する機械でございますけれども、この放射線測定器を備えつけております。

なお、下北地域広域行政事務組合消防本部にも同様の放射性物質を測定する資機材が配備されてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

報告第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 報告第6号 平成19年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第7号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

この補正予算では、下北医療センター負担金ということで1億365万6,000円という出費がなされております。提案理由では、下北医療センターへの追加負担ということで、これはむつ総合病院の経営健全化計画にかかわるものだということですが、これを合わせると合計で幾らになるのか。私の計算だと、むつ市の負担が2億3,000万円に、これを入れて3億三千数百万円ということかどうか。

それと、これは平成19年度のむつ総合病院の決算を受けたものだということですから、平成20年度まで経営健全化計画がありますので、平成20年度で例えば経営健全化計画に満たない残りの部分がもし残ったら、これはこういう形でむつ市が負担するという形になるのか。

以上、お願いします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

予算書13ページの下北医療センターの負担金については、これはむつ総合病院に対する負担金であります。今年度の決算見込みにおいて入院収益の減少、そして材料費の増加等の要因から不良債務の解消額に不足を生じる見込みとなりましたので、1億365万6,000円の追加補正を行っております。

す。

今年度のむつ総合病院に対する負担金の予算総額につきましては、第五次病院事業経営健全化計画解消分も含めて13億9,660万2,000円となっております。

2点目の平成20年度もこのような出費があるのかというお尋ねであります。このむつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画は、平成20年度で終了、いわゆる55億円の不良債務を解消することとありますので、当然もう平成20年度で終了しなければなりませんので、こういうケースの場合でも一般会計の負担は当然出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） そうしますと、私は単年度で負担、合計幾らかということとちょっとお聞きしたかったのですが、それは多分13億九千何がしは累計かなというふうに思います。毎年むつ市は単年度で大体2億3,000万円ぐらい、県のほうも2億3,000万円という形で負担しているという記憶がありますので、その毎年の2億3,000万円に今回の1億365万6,000円が上乘せされた形で理解していいのかということと、そうしますと、こういうふうに経営健全化計画がうまく進まなかった場合に、完全にむつ市だけが負担で、県のほうとか国のほうは全然負担してくれないのかなと。そこをもっと政治的な力で何とかお願いできる余地は全然ないものかどうか、そこをお願いします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 不良債務解消分、いわゆる第五次病院事業経営健全化計画分は平成19年度5億2,419万円として一般会計でむつ総合病院に出しております。この財源の内訳は、半分は国から特別交付税に措置されるということになっております。この4分の1は、県から1億3,100万

円、これが県の補助金という形で来ております。一般会計は1億3,000万円ほど負担しておりますので、今回これに1億365万6,000円を追加したという形になります。一応平成20年度でいわゆる第五次病院事業経営健全化計画、55億円の不良債務を解消するというところでありますので、当然平成20年度も国では特交で措置されるし、県のほうでは1億3,000万円補助金という形で交付される見込みであります。できる段階で、計画どおりであればよろしいのですけれども、不足が生じた場合は当然一般会計でも支出するという形になるのかなというふうなことで思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

報告第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

報告第9号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

なぜ市長部局とするのかサル関係はほとんど全部教育委員会で管轄しているので、その流れのままでもいいのではないかなと思います。何かぐあいが悪かったのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お答えいたします。

サルの保護対策につきましては、今年度から鳥獣対策室というのを農林畜産課のほうに設けておりまして、これまで教育委員会が所管の施設であったわけですが、この野猿公苑につきましても、鳥獣対策室のほうに移したということでご

ざいます。

もう少し申し上げますと、そもそもサルの捕獲、あるいは農作物の被害対策、こういうふうなものを教育委員会が担当していたわけでございますけれども、これは組織上若干おかしかったということなわけでございます。といいますのも、サルの捕獲につきましては、文化財保護法に基づきまして教育委員会が市長からの申請を受けまして、現状変更の許可を出すという役目を帯びているわけございまして、そういうことからいきますと、サルを捕殺したり、あるいは農作物の保護のために電気柵の設置する事業をするということが若干組織上おかしい、教育委員会になじまない事業ということになるということで、今般新たに特定鳥獣保護管理計画ということも4月から施行されておりますので、きちんとした組織体制づくりをしたということでございます。それに合わせて施設も移管したということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） そうしますと、こういう動物関係は、一切もう教育委員会で管理する、そういう対象はなくなったというふうな形で理解してよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お答えいたします。

北限のサルは天然記念物、カモシカが特別天然記念物ということになりますので、文化財ということでは教育委員会も関係があるわけでございます。先ほど申し上げましたように、文化財保護法の観点から、現状変更、捕獲したり、捕殺する場合もありますけれども、調査のために捕獲する、いわゆる捕獲して首輪をつけるとか、そういうふうなことを調査事業としてやる場合がございます。そういうことの許可を出すという役目がございます。そういう面では、まだ完全に関係なくな

ったということではございません。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

報告第10号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この国民健康保険特別会計補正予算であります。今回の平成19年度の、ほとんど確定だとは思いますが、それによると、結局平成18年度と変わらない収入、一般被保険者国民健康保険税が今回マイナス1億3,655万8,000円で14億7,000万円という形にほとんど確定だとは思いますが、結局このマイナス1億三千万何がしというのがかなり大きいと思いますので、この主な理由をお聞かせ願いたいし、当初平成19年度はかなりそれなりに税収がふえるというふうな予算だったと私は記憶しているのですが、結局平成18年度とほとんど変わらない収入というふうな形になっているので、当初の予算がやっぱり見込み違いだったのか、そこら辺も含めてお答えお願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

一般国保税の減額 1億3,655万8,000円の理由でございますが、2点ほどございます。1点目は、被保険者の所得の減等により現年度分の調定額が約6,700万円減額となったことでございます。

また、収納率につきましては、当初現年度分収納率を88%、滞納繰越分を20%と前年度より2ポイントほど高目に見込んでおりましたが、結果は現年度分87.39%で、対前年度比0.85ポイント増、滞納繰越分14.82%増で6.91ポイント増となったものの、予算で予定しました収納率には届かなかったことが主な理由のもう一点でございます。

以上の2点でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第11号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務常任委員会に付託いたします。

報告第12号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第13号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず特定世帯という表現が出てくるのでありますが、これは私何回読んでもなかなか、資格を喪失した者であって、喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、継続して同一の世帯に属すると、ちょっとどういう方がこれに該当するのか全然理解ができないので、説明をお願いしたいと思います。

そして次、負担上限が今までは56万円であった

のですが、結局今回47万円と12万円に分けられて、2つ足せば59万円ということだから、結局負担上限が56万円から59万円にふえたというふうなことになるのかということですが。

3点目ですが、国保税減免の条項が今現在第23条にあるのですが、これを26条にかえるのはいいのですが、私はもしかして特定の場合に限り、その減免をその他の特別な事情のある者というのも変更されるのかなと思ったら、そのままこれが(4)になったので安心したのですが、結局1、2、3というふうに23条あったのを1、2の後に3を入れて、今までの3を4にするということで、この(3)を追加したのはなぜなのかなということで、もしかしたら減免要件というものをこれによって厳しくされてしまうのかなというふうなことを心配するものですから、このなぜ追加したかということですが。

以上、3点お願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

3点ほどだと思いましたが、まず第1点目の特定世帯とは何かということですが。国保世帯のうち75歳に到達した方が後期高齢者医療制度に異動することにより、国保の被保険者が1人になる世帯を特定世帯と呼んでおります。例を述べますと、国保被保険者の75歳以上の夫と75歳未満の妻の2人世帯の場合、平成20年4月から夫が国保の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に異動しますので、国保には妻1人が残ることになります。このような世帯を特定世帯として、世帯別平等割を2分の1に減額する条例改正でございます。

お尋ねの2点目でございますが、負担上限が56万円だったのが59万円にふえたのかというお尋ねでございます。基礎課税分が56万円から47万円に9万円引き下げられますが、新たに後期高齢者

支援金分が12万円と定められましたので、合計で59万円となります。改正前は基礎課税分だけの56万円でしたので、限度額が3万円引き上げられたということでございます。

お尋ねの第3点目、第23条を第26条にするのはいいのだが、(3)を追加したのはなぜか、減免要件を厳しくするものではないかというお尋ねでございますが、第23条に第3号を加えて同条を第26条とする改正は、減免要件を厳しくするものではなく、後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに減免対象者を加えるものでございます。具体的には、被用者保険、政管健保、組合健保、共済等でございますが、の被保険者本人が75歳に到達し、その資格を喪失し、後期高齢者医療制度に異動することに伴い、その方の被扶養者も資格を喪失し、75歳未満であれば国保に加入することになります。それまでは、直接的には保険料を負担していなかったこのような方を旧被扶養者と呼んでおりますが、その方々を減免の対象に加える改正でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第14号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 報告第14号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について

報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

報告第14号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第15号

○議長(村中徹也) 次は、日程第23 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は承認することに決定いたしました。

報告第16号

○議長(村中徹也) 次は、日程第24 報告第16号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 3点ほどお願いします。

これは、平成20年度の国保会計の補正予算であります。報告第10号で平成19年度でしたかの国保の補正予算が審議されて、マイナス1億3,655万8,000円が収入減となったということで、これを主要な原因の結果、平成20年度で、結局2億5,537万1,000円を平成19年度のほうに補てんしなければならぬというふうな形になったのかどうかということ、2点目ですが、結局平成19年度の国保会計は、基金2億800万円取り崩しているのです。それを取り崩してもさらに2億5,537万1,000円が足りなかったということで、この基金と今回の補てん部分を足すと、合わせて4億6,000万円の不足、赤字だったというふうに考えていいのかどうかということです。

あと3点目ですが、平成20年度の国保会計は、そういう意味ではマイナスから出発するということになると思います。今回平成20年度は15.1%国保税が値上げされて、私自身も7万5,000円ぐらいでしたか、値上げされてきましたけれども、結局2億5,537万1,000円の赤字から平成20年度の国保会計が始まって、今回の値上げで間に合うのかどうかということ。

以上、3点よろしくお願いします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(佐藤吉男) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、繰上充用に至った理由についてござい

ますが、経過を申し上げますと、理由の一つは平成17年度の税率改正におきまして、税率を、必要な税収を確保するための税率より低く設定した経緯がございます。そのため平成17年度は約2億3,000万円、平成18年度は3億1,000万円を財政調整基金から繰り入れしまして、収支の均衡を保ってまいりました。その結果、基金残高が約2億1,000万円となり、それをすべて平成19年度に繰り入れしても、前年度と比較して1億円の歳入減となります。

また、一般被保険者に係る保険給付費が平成18年度と比べ2億5,000万円ほど増加しております。50%が国・県の負担金補助金で賄われるにしても、残る1億2,500万円の財源が必要となりますので、これらを合わせて2億5,537万1,000円の歳入不足となったものでございます。

2点目のお尋ねの基金2億800万円を取り崩しても足りなく、さらには2億5,537万1,000円不足ということか、合わせて4億6,000万円の不足、赤字だったのかということについてお答えいたしますが、基金繰入金は2億1,493万円ですので、この繰り入れがなければ4億7,030万円の不足、結局赤字だったということになります。

お尋ねの3点目、平成20年度は15.1%の値上げをしたが、2億5,537万1,000円の赤字から出発するということが、不足、赤字となることはないのかについてお答えいたします。平成20年度予算編成の段階で繰上充用という事態も想定できなかったわけでもありませんでしたので、平成20年度予算では歳入歳出の差額3億4,200万円を予備費に計上しております。今回の補正で共同事業拠出金等の減額等により歳出を組み替えまして繰上充用額を計上し、補正後の予備費は1億7,300万円となります。厚生労働省の予算編成の指針による予備費の基準は保険給付費の3%となっており、平成20年度予算では1億2,800万円となりますので、

必要な額は確保しております。

なお、収納率向上のため、あらゆる方策を実施して、必要な税収を確保し、国保財政の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第17号

○議長（村中徹也） 次は、日程第25 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月18日は常任委員会のため休会としたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明6月18日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月19日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時43分 散会

